

## 第四期赤井川村総合計画

# わたしの赤井川 2025 プラン

やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里

## 後期基本計画

令和3年3月

赤井川村



# 目 次

序 論.....	1
第1章 「わたしの赤井川 2025 プラン」後期基本計画とは .....	2
1. 計画策定の目的.....	2
2. 計画の役割と構成等.....	3
第2章 赤井川村の将来像と計画の体系等 .....	5
1. 村づくりの3つの視点と目指す将来像.....	5
2. 計画の体系と人口の見通し .....	7
第3章 村民ニーズと社会環境の変化.....	9
1. 反映すべき村民ニーズ.....	10
2. 踏まえるべき社会環境の変化 .....	17
後期基本計画 .....	21
第1章 新たな活力と交流を生み出すあかいがわ.....	22
1. 農林業 .....	22
2. 観光・リゾート .....	26
3. 商工業・新産業.....	29
4. 雇用対策.....	31
第2章 健やかで安心して暮らせるあかいがわ .....	33
1. 保健・医療.....	33
2. 子育て支援.....	36
3. 高齢者支援.....	38
4. 障がい者支援.....	42
5. 地域福祉.....	44
6. 社会保障.....	47
第3章 将来を担う人を育むあかいがわ.....	49
1. 学校教育.....	49
2. 社会教育.....	52
3. スポーツ.....	54
4. 文化芸術.....	56
5. 国際交流・国際化 .....	58

<b>第4章 美しく快適で安全なあかいがわ</b> .....	<b>60</b>
1. 環境保全・エネルギー.....	60
2. ごみ処理等環境衛生.....	62
3. 上・下水道.....	64
4. 公園・緑化.....	66
5. 消防・防災.....	68
6. 防犯・交通安全.....	71
<b>第5章 未来への基盤が整ったあかいがわ</b> .....	<b>74</b>
1. 土地利用.....	74
2. 住宅、定住・移住.....	76
3. 道路・公共交通.....	78
4. 情報化・技術革新.....	81
<b>第6章 ともにつくる自立したあかいがわ</b> .....	<b>83</b>
1. 男女共同参画.....	83
2. コミュニティ.....	85
3. 協働の村づくり.....	87
4. 行財政.....	89

# 序 論

# 第1章 「わたしの赤井川 2025 プラン」 後期基本計画とは

## 1. 計画策定の目的

---

本村では、カルデラの地形に育まれた美しい自然環境・景観や特色ある農業をはじめ、本村ならではの特性・資源を生かした活力と魅力あふれる村づくりを進めるため、平成27年度に、基本構想（平成28年度～令和7年度）と前期基本計画（平成28年度～令和2年度）からなる第四期赤井川村総合計画「わたしの赤井川 2025 プラン」を策定し、『やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里』という将来像の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

しかし、近年、少子高齢化・人口減少の一層の進行や全国各地における大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の発生をはじめ、社会環境は大きく変化してきています。

また、村内においては、人口減少の歯止めに向けたさらなる取り組みが求められているほか、村民ニーズは、“農業の振興と農村環境の保全”や“保健・医療・福祉の充実”を重視する傾向が強まっています。

こうした社会環境の変化や村民ニーズに的確かつ柔軟に対応しながら、将来像を実現するため、後期5年間の村づくりの指針として、第四期赤井川村総合計画「わたしの赤井川 2025 プラン」後期基本計画（令和3年度～令和7年度）を策定します。

## 2. 計画の役割と構成等

### (1) 計画の位置づけと役割

本計画は、次のような位置づけと役割を持つ計画として策定しました。

#### 計画の位置づけ

### 赤井川村の最上位計画

村が行うあらゆる活動の基本となるものであり、本村が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する計画です。

#### 計画の役割

#### 赤井川村民にとっては

### 村づくりの共通目標

今後の村づくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、村づくりに主体的に参画・協働していくための共通目標となるものです。

#### 赤井川村行政においては

### 総合的な経営指針・村の主張

活力と魅力あふれる村を創造し、持続的に発展させていくための総合的な経営指針となるとともに、国や北海道、周辺自治体に対し、村の主張を示すものです。

## (2) 計画の構成と期間

本計画は、後期基本計画と実施計画で構成します。それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

### 後期基本計画

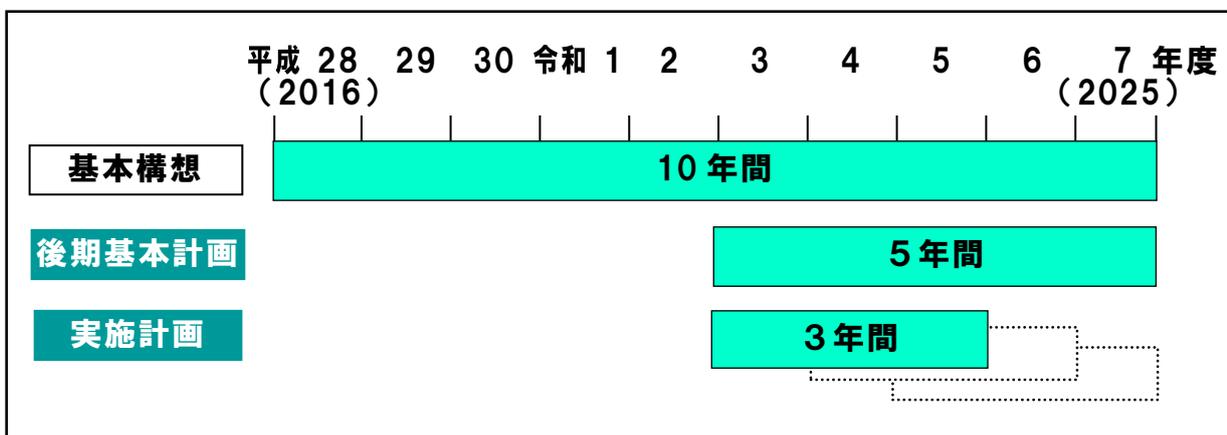
後期基本計画は、基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や村民ニーズ、社会環境の変化などを踏まえ、今後行う主要な施策等を示したものです。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 実施計画

実施計画は、後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したもので、別途策定します。

計画期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



## 第2章 赤井川村の将来像と計画の体系等

### 1. 村づくりの3つの視点と目指す将来像

村づくりの3つの視点と目指す将来像は、基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします。

#### (1) 村づくりの3つの視点

##### 1 住むことを誇れる村づくり

村民一人ひとりの暮らしと美しい自然環境・田園風景を大切に、赤井川らしい定住環境の整備を図り、本村に住んでいること、移り住むことを誇りに思える村づくりを進めます。

##### 2 新たな活力と交流の創出

農業と観光・リゾートを柱に、多様な産業活動の展開を促し、新たな活力を呼び起こすとともに、多くの人が集まり、交流する村づくりを進めます。

##### 3 人と人とのつながりの強化

村民同士のつながりや結びつき、村民や村民団体、民間企業等と行政との連携・協力体制を強化し、多くの人々がお互いに支え合い、助け合い、協働する村づくりを進めます。

## (2) 目指す将来像

すべての分野にわたって、本村の特性・資源を最大限に生かしながら、住み続けたいくなる、移り住みたいくなる誇りうる村づくり、活力と交流あふれる村づくりを、多くの人々の協働によって進め、住む人も訪れる人も、本村ならではの『美しいカルデラ』の自然の中で、『やすらぎと感動』を実感できる心豊かで躍動感に満ちたふるさとを創造し、定住・移住が促進されるとともに交流人口が増加していく(『人が集まる』)ことを目指し、将来像を次のとおり定めます。

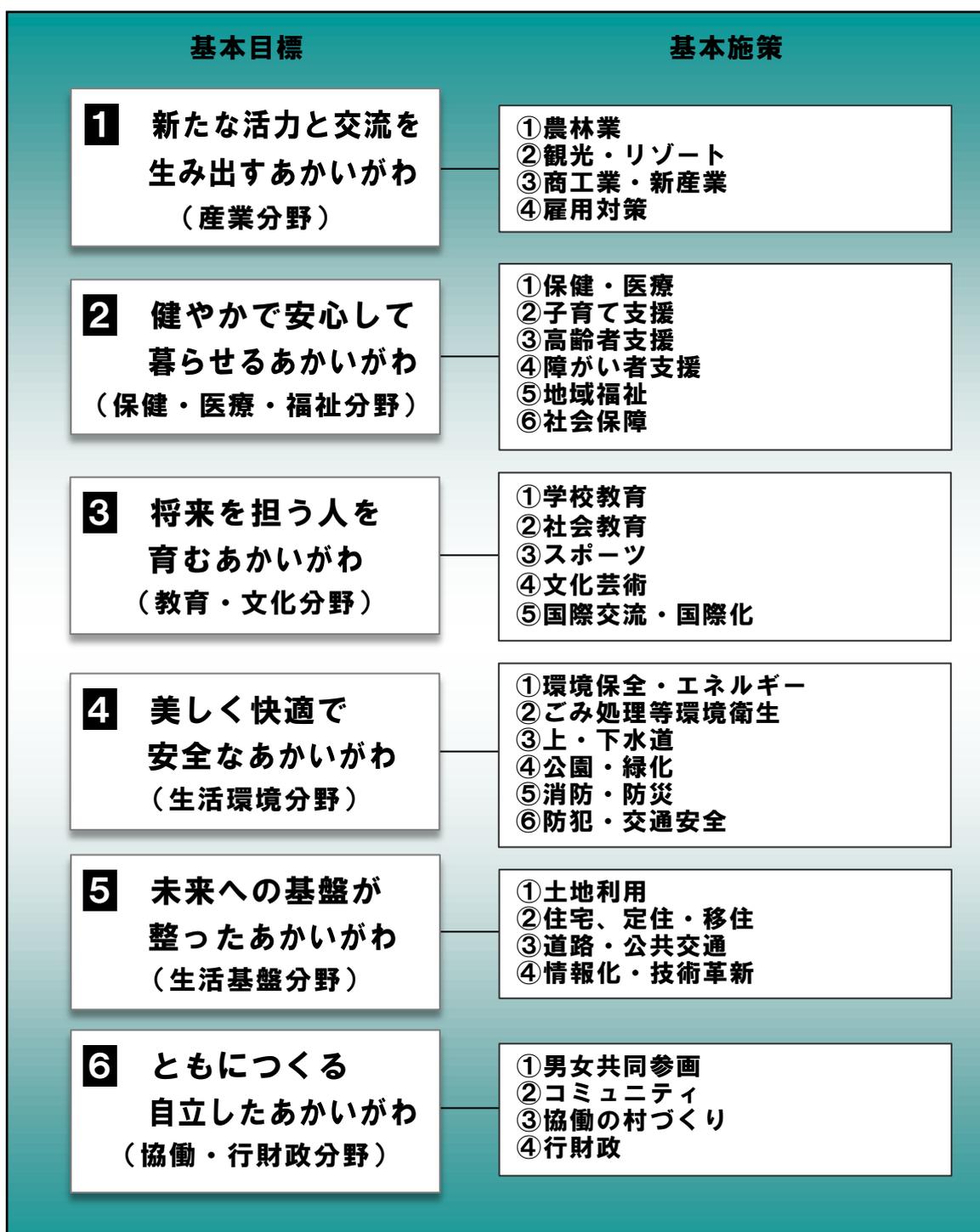
# やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里



## 2. 計画の体系と人口の見通し

### (1) 将来像実現のための計画の体系

計画の体系についても、基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします（情勢の変化を踏まえ、3-⑤国際交流に「国際化」を、5-④情報化に「技術革新」を追加しました）。



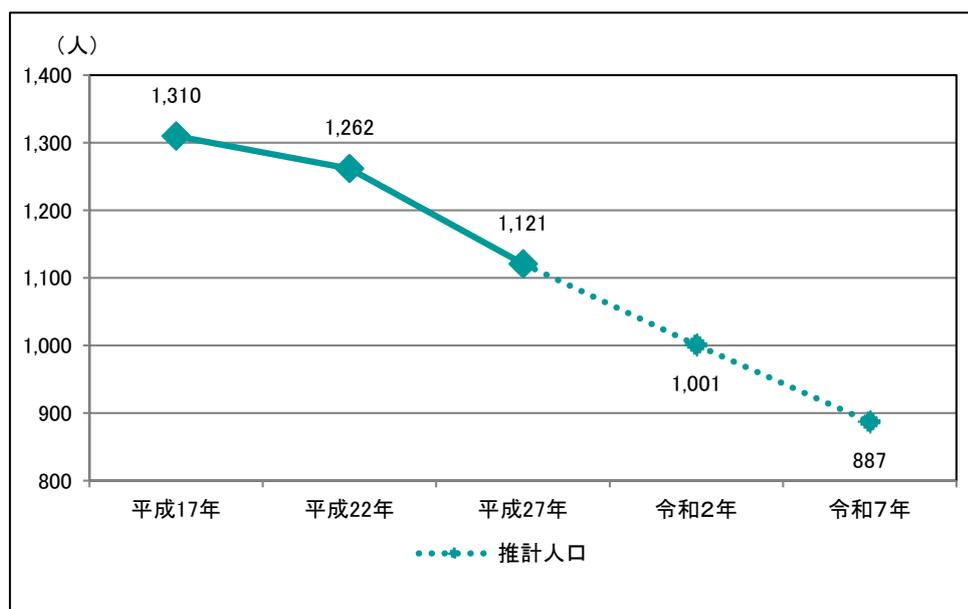
## (2) 人口の見通し

平成27年の国勢調査によると、本村の総人口は1,121人で、減少傾向で推移しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した人口推計によると、本村の総人口は、本計画の目標年度である令和7年度には、887人になることが推計されています。

これを踏まえ、今後は、令和2年度に見直しを行った赤井川村人口ビジョン（改訂版）や、本計画と一体的に策定した第2期赤井川村創生総合戦略に基づき、人口減少の歯止めにつながる取り組みを総合的かつ積極的に推進し、推計値（887人）を上回る人口になることを目指します。

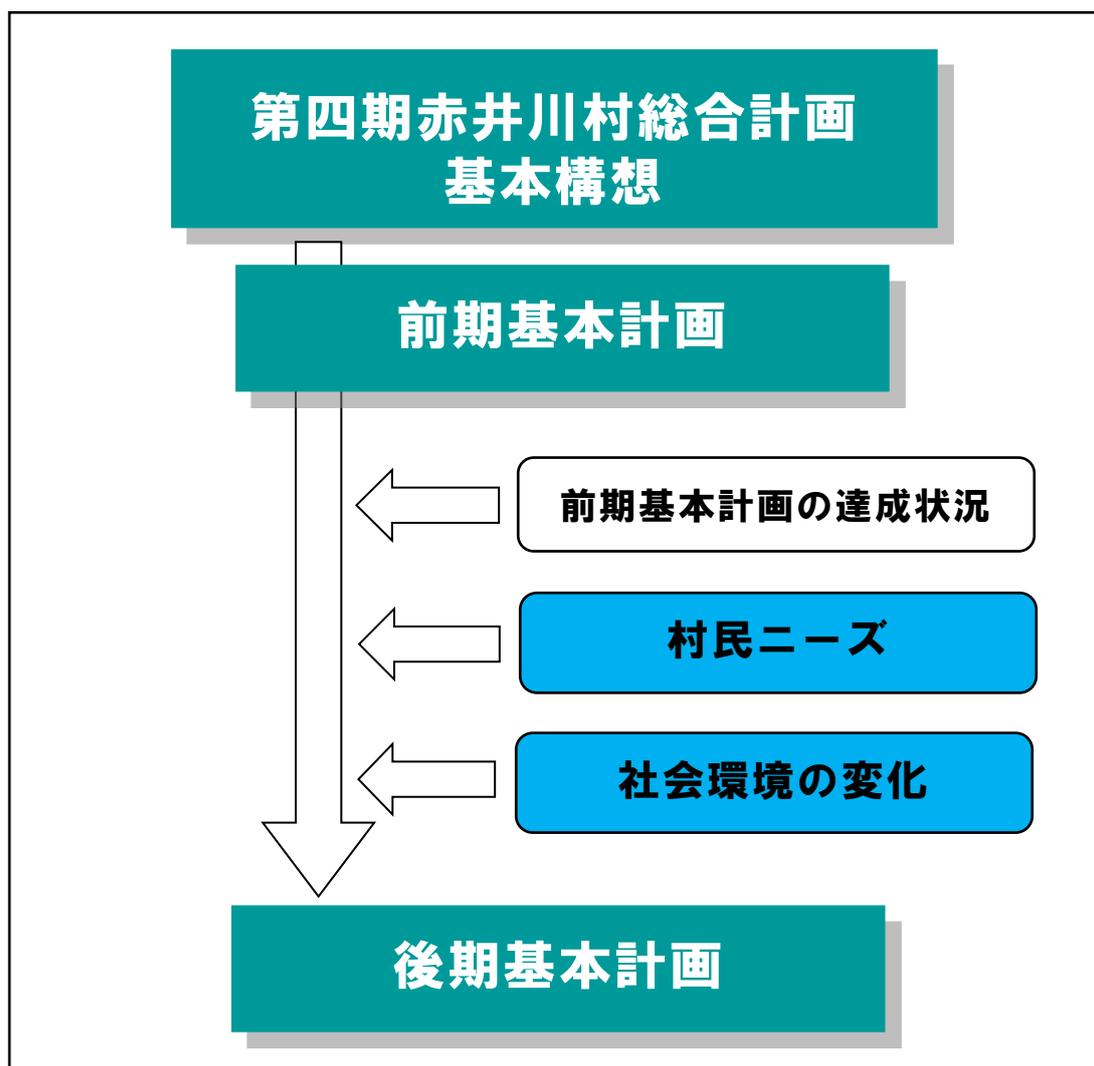
推計人口



資料：まち・ひと・しごと創生本部より配布のワークシートより作成。

## 第3章 村民ニーズと社会環境の変化

後期基本計画の策定・推進に当たっては、基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはもちろんのこと、直近の村民ニーズや社会環境の変化を十分に勘案し、新たな視点を取り入れていくことが必要です。



# 1. 反映すべき村民ニーズ

本村では、本計画の策定に当たって、村民ニーズを反映させるため、村民及び中学生を対象としたアンケート調査を行いました。その結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。なお、本調査は、令和元年12月に実施したもので、村民は、18歳以上の村民全員（954人）を対象に郵送配布・回収により実施し、有効回収数は393、有効回収率は41.2%、中学生は、中学校生徒全員（34人）を対象に学校での配布・回収により実施し、有効回収数34、有効回収率100.0%となっています。

## ①村の各環境に関する満足度（村民）

### ■満足度が高い項目

- 第1位 消防・救急体制
- 第2位 除排雪体制
- 第3位 保健サービス提供体制
- 第4位 国内外との交流活動の状況
- 第5位 水道の整備状況

### ■満足度が低い項目

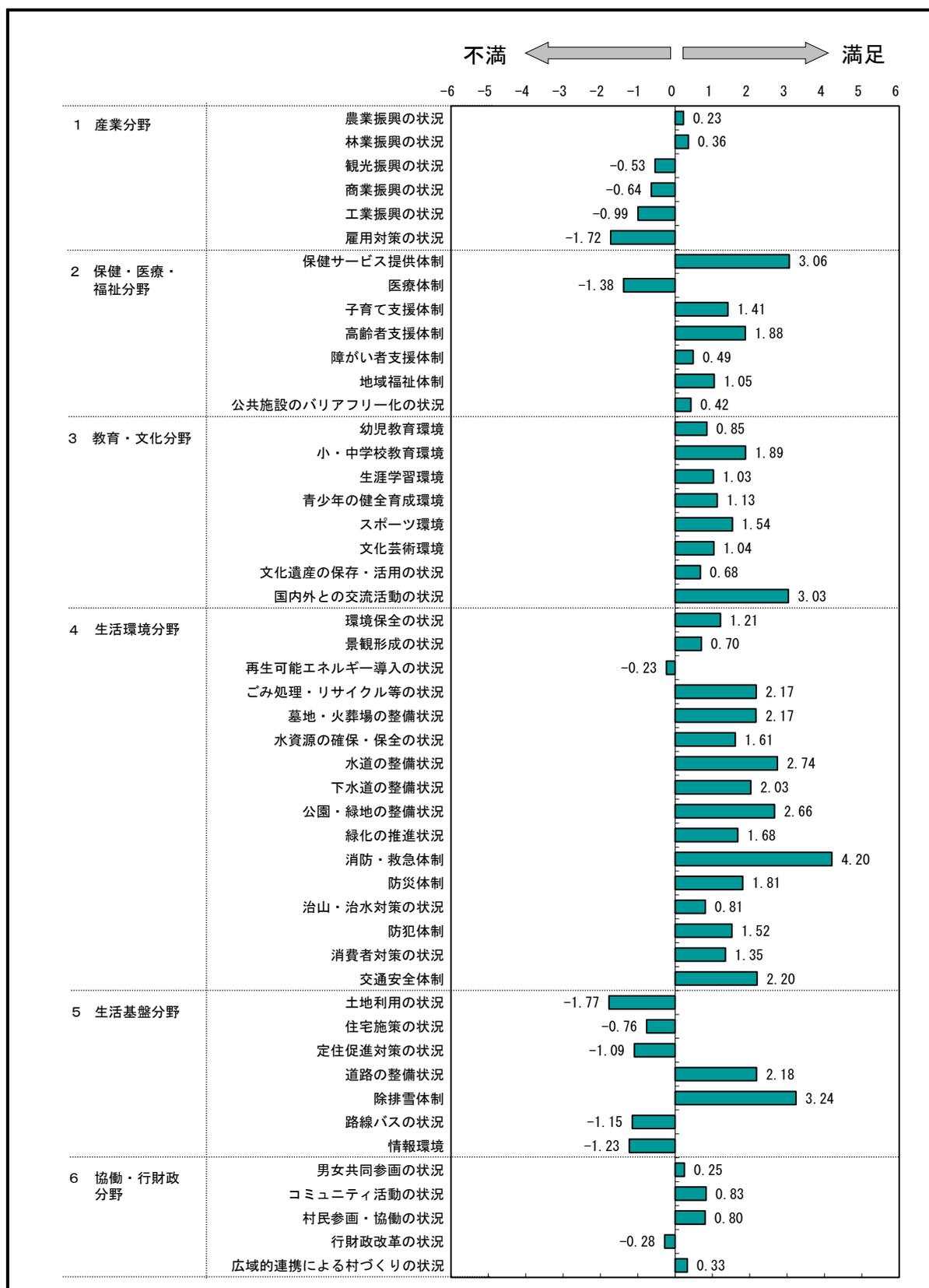
- 第1位 土地利用の状況
- 第2位 雇用対策の状況
- 第3位 医療体制
- 第4位 情報環境
- 第5位 路線バスの状況

村の各環境についての満足度を把握するため、6分野49項目を設定し、項目ごとに村民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりとなっており、全体的にみると、保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、生活環境分野、協働・行財政分野のほとんどの項目の満足度が高く、産業分野と生活基盤分野、特に土地利用や雇用対策、情報環境、路線バス、定住促進対策などに関する満足度が低くなっています。

## 村の各環境に関する満足度（村民）

（単位：評価点）



## ②村の各環境に関する重要度（村民）

### ■重要度が高い項目

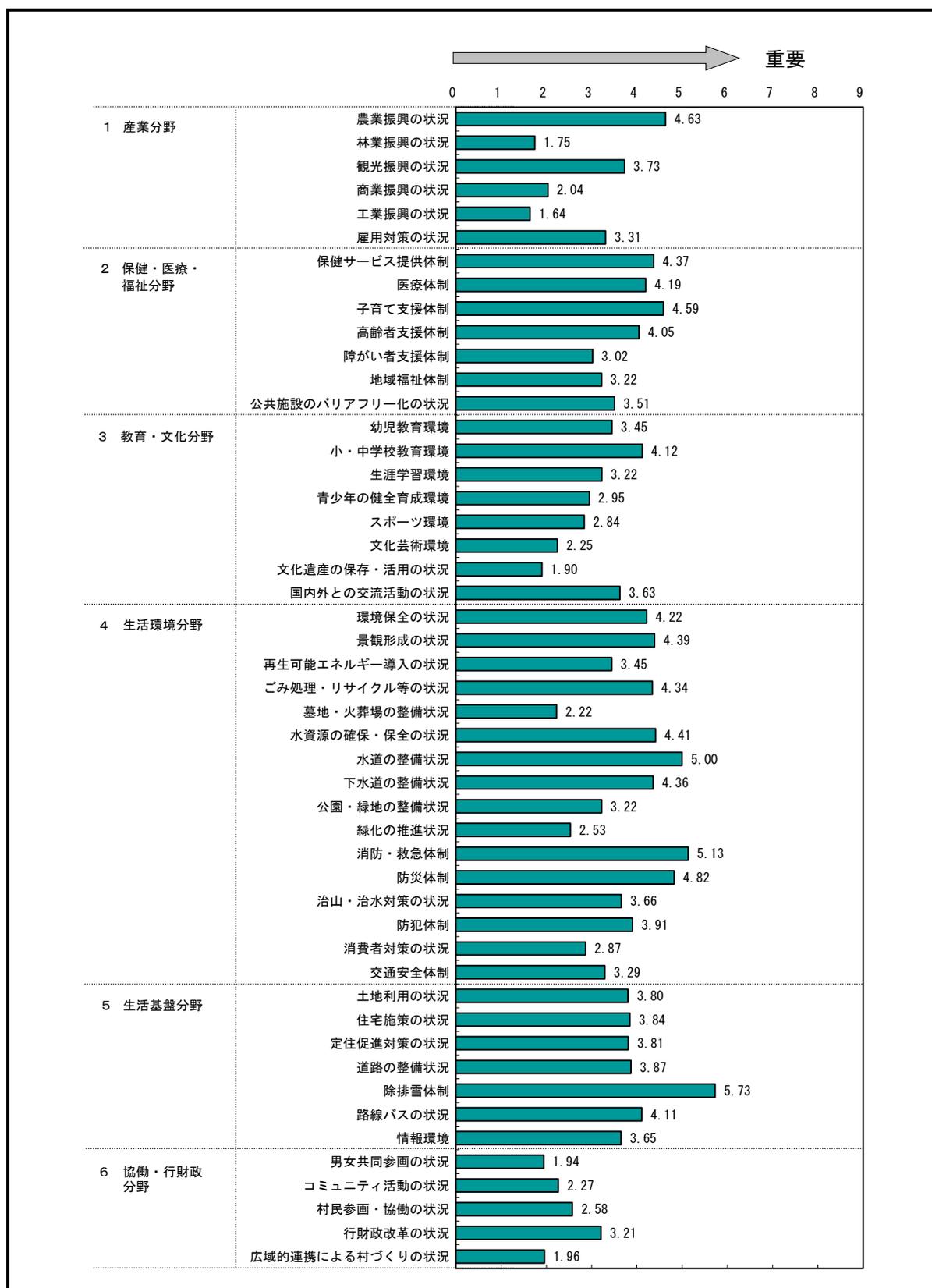
- 第1位 除排雪体制
- 第2位 消防・救急体制
- 第3位 水道の整備状況
- 第4位 防災体制
- 第5位 農業振興の状況
- 第6位 子育て支援体制
- 第7位 水資源の確保・保全の状況
- 第8位 景観形成の状況
- 第9位 保健サービス提供体制
- 第10位 下水道の整備状況

村の各環境についての重要度を把握するため、満足度と同じ6分野49項目を設定し、項目ごとに村民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりとなっており、全体的にみると、上位10項目のうち6項目が生活環境分野の項目で、快適で安全・安心な住環境の整備が重視されていることがうかがえます。

## 村の各環境に関する重要度（村民）

（単位：評価点）



### ③今後の村づくりの特色（村民）

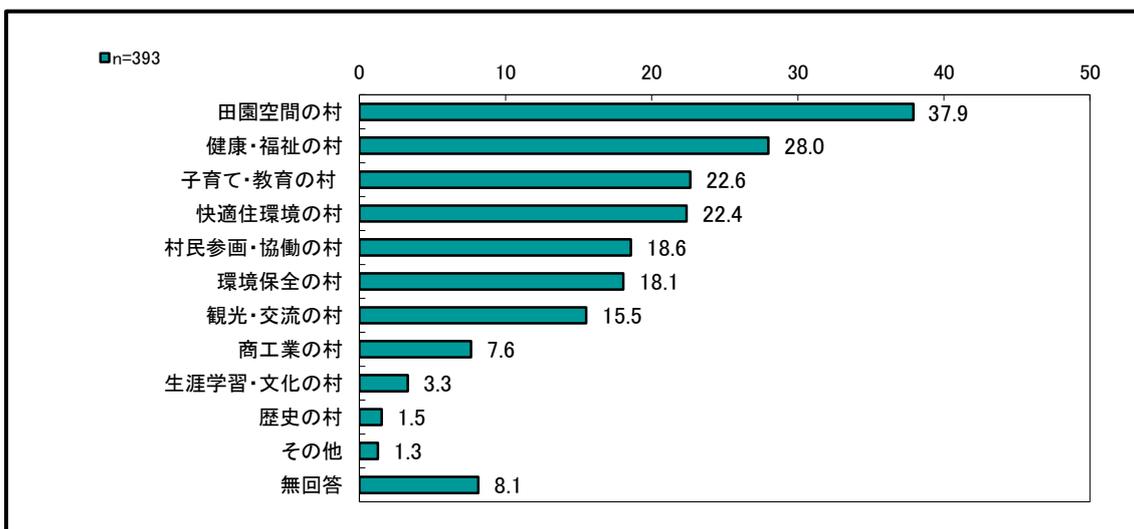
- 第1位 田園空間の村
- 第2位 健康・福祉の村
- 第3位 子育て・教育の村
- 第4位 快適住環境の村
- 第5位 村民参画・協働の村

今後、本村をどのような特色のある村にすべきかについては、上記のとおり結果となっており、“農業の振興と農村環境の保全”をはじめ、“保健・医療・福祉の充実”に村民の関心が集まっていることがうかがえます。

年齢別でみると、ほとんどの層で村全体と同様に「田園空間の村」が第1位になっていますが、10・20代では「子育て・教育の村」が第1位になっており、若年層では“子育て環境や子どもの教育環境の充実”を望む声が強くなっています。

#### 今後の村づくりの特色（村民）

（単位：％）



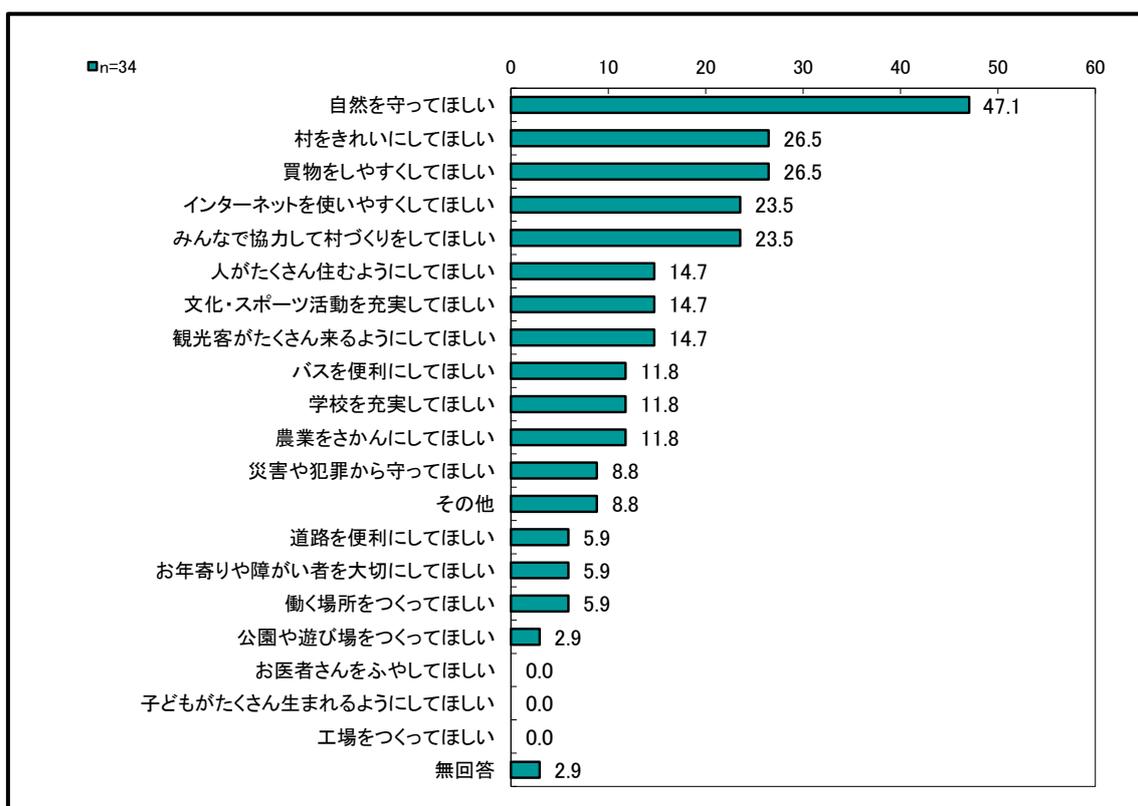
## ④ これからの村づくりで力を入れてほしいこと（中学生）

- 第1位 自然を守ってほしい  
 第2位 村をきれいにしてほしい  
 第3位 買物をしやすくしてほしい  
 第4位 インターネットを使いやすくしてほしい  
 第5位 みんなで協力して村づくりをしてほしい

中学生に、これからの村づくりで力を入れてほしいことについてたずねたところ、上記のとおり結果となっており、自然保護をはじめ、環境美化や買物の便の充実を望む人が多くなっています。

## これからの村づくりで力を入れてほしいこと（中学生）

（単位：％）



## ⑤ 今後どのような村になってほしいか（中学生）

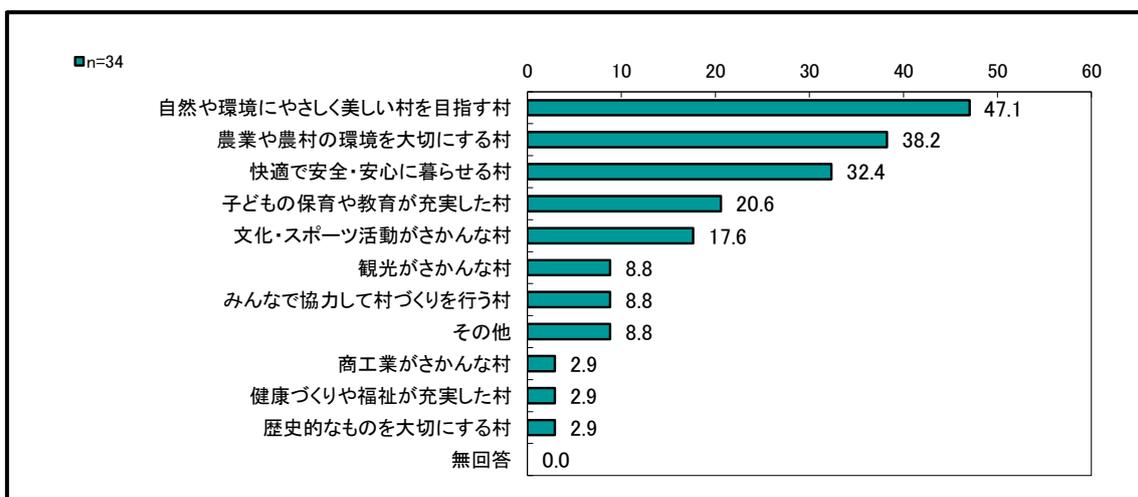
- 第1位 自然や環境にやさしく美しい村を目指す村
- 第2位 農業や農村の環境を大切にする村
- 第3位 快適で安全・安心に暮らせる村
- 第4位 子どもの保育や教育が充実した村
- 第5位 文化・スポーツ活動がさかんな村

中学生に、今後どのような村になってほしいかについてたずねたところ、上記のとおり結果となっており、“自然の保護や環境の保全”をはじめ、“農業の振興と農村環境の保全”、“快適で安全・安心な住環境の整備”に関心が集まっていることがうかがえます。

なお、村民アンケートの結果（今後の村づくりの特色：第1位「田園空間の村」、第2位「健康・福祉の村」、第3位「子育て・教育の村」の順）と比べると、村民で第6位の「環境保全の村（自然や環境にやさしく美しい村を目指す村）」が第1位に、村民で第4位の「快適住環境の村（快適で安全・安心に暮らせる村）」が第3位となっており、また、前問の結果もあわせて考えると、中学生では、“環境”が特に重視されていることが特徴といえます。

### 今後どのような村になってほしいか（中学生）

（単位：％）



## 2. 踏まえるべき社会環境の変化

近年、国や自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。これからの村づくりに当たって踏まえるべき代表的な社会環境の変化をあげると、次のとおりです。

### 1 人口減少・高齢化の急速な進行

わが国では、少子化がさらに深刻化し、人口減少が急速に進んでいるほか、高齢化率も世界一の水準で推移し、超高齢社会を迎えています。このような中、地方創生<sup>※1</sup>の取り組みの一層の強化や、だれもが個性と能力を発揮し、活躍できる社会づくりが求められています。

このため、今後は、地域ぐるみの人口減少対策や、だれもが活躍できる社会づくりを一層積極的に進めていくことが求められます。

### 2 地方産業・経済の低迷

新型コロナウイルス感染症の発生等による世界的・全国的な景気の悪化に伴い、地方の産業・経済は非常に厳しい状況にあり、地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が大きな問題となっています。

このため、今後は、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地方産業の維持・再生を促す取り組みを模索していくことが求められます。

<sup>※1</sup> 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力と魅力あふれる地方をつくり出すこと。

### 3 安全・安心への意識の高まり

全国各地で地震や大雨などによる大規模な自然災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス感染症などの国境を越えた感染症、さらには凶悪犯罪や特殊詐欺、食の安全・安心をゆるがす問題が発生し、安全・安心への人々の意識がさらに高まっています。

このため、今後は、大規模災害に備えた防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

### 4 環境保全・再生可能エネルギーの時代の到来

地球温暖化がさらに深刻化し、世界的な脅威となっているほか、国内においても、自然の減少や水質汚濁等の様々な環境問題が発生し、環境保全やエネルギーのあり方に対する人々の関心がさらに高まっています。

このため、今後は、自然環境の保全や廃棄物のリサイクル、再生可能エネルギーの利活用をはじめ、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを一層積極的に進めていくことが求められます。

### 5 教育の振興に向けた取り組みの進展

わが国では、「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、将来の社会の変化を見据えた教育政策のあり方を示した第3期教育振興基本計画を策定し、教育改革を進めつつあります。

このため、今後は、こうした動向を踏まえ、また地域ならではの教育資源を生かしながら、特色ある教育行政を進めていくことが求められます。

## 6 国際化、情報化・技術革新の進展

人や物、情報の国境を越えた交流が活発化し、国際化が一層進んでいます。また、ICT<sup>※2</sup>を生かした情報化がさらに進んでいるほか、ロボットやAI<sup>※3</sup>、IoT<sup>※4</sup>などの技術革新が進展し、Society 5.0<sup>※5</sup>といわれる新たな社会が到来しつつあります。

このため、今後は、これからの村づくりに必要不可欠な社会基盤として、さらなる情報化や技術革新に積極的に対応していくことが求められます。

## 7 支え合う社会づくりの重要性の高まり

全国的に身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化が懸念されています。しかし、少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が頻発する中、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

このため、今後は、あらゆる分野において、人と人が支え合い助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

※2 Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※3 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※4 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※5 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

## 8 地方の自立と住民参画・協働の重要性の高まり

地方分権<sup>※6</sup>・地方創生も新たな局面を迎え、これからの自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、独自の政策を自ら考え、自ら実行していくことが強く求められます。

このため、今後は、住民や住民団体、民間企業等の多様な主体の参画と協働を促しながら、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な経営体制を確立していくことが求められます。

## 9 SDGsに基づく取り組みの進展

平成 27 年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（エス・ディー・ジーズ）<sup>※7</sup>に基づき、世界各国で貧困や飢餓をなくすことをはじめとする共通目標の達成に向けた取り組みが進められており、わが国においても、推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このため、今後は、こうした動きを踏まえ、持続可能な地域づくりに向けた活動に取り組んでいくことが求められます。

<sup>※6</sup> 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

<sup>※7</sup> Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

# 後期基本計画

# 第1章 新たな活力と交流を生み出す あかいがわ

## 1. 農林業

### 現状と課題

農業情勢が厳しさを増す中、わが国では、令和元年度に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、令和12年度の食料自給率の目標を45%と設定し、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を進めていくこととしています。

本村は、農業を基幹産業として発展してきた村であり、カルデラ特有の昼夜の寒暖差が大きい気象条件や土づくりされた農地、整備されたかん水施設等を生かし、平坦地では稲作、丘陵地では畑作や畜産などが行われ、多品目の農産物が生産されています。また、これらを生かした加工品も生産されているほか、「道の駅あかいがわ」などにおける直売の取り組みも展開されています。

しかし、農業者の高齢化が進み、農家戸数も減少傾向にあり、遊休農地が増加してきているほか、食の多様化から米離れも依然として進んでおり、消費者ニーズに合わせた農作物を的確にとらえ、地域の特性に合わせた安全で品質の高い生産体制を確立していく必要があります。

また、長期的な土地利用のうえでは、収益性の高い施設野菜を栽培するだけでは遊休農地の解消ができないため、法人化や他産業との連携による経営も必要となっています。

地域的には、多くの作物が栽培可能な気候条件にあることから、作物を絞ったブランド化が進んでおらず、輪作体系を構築しながら基本となるブランド作物の生産体制を構築していくことが必要ですが、大消費地を近隣に抱えていることから、少量で季節感の感じられる作物や飲食業のニーズに合わせたマイナー作物の栽培も対応できるため、新たな作物の産地となりうる可能性もあります。一方、高齢化が進む中、新たな作物への取り組みには困難な面もみられます。

また、農家個々の経営面積が5～6haであり、他産地の大規模農家と同じ感覚では経営が困難な時代であり、また近年の流通コストの増大により、地産地消等の地域に密着した生産販売体制の構築も必要となっています。

農業経営においても、労働者の確保が困難な状況にあり、高齢化が進む中では受委託組織などの整備が今後ますます必要となります。また、雇用者の確保については、農作業だけでは通年雇用とはならず労働者側の収入も安定しないことから、法人化や6次産業化等の取り組みを進め、通年雇用を促進していく必要があります。

新規就農者については、農業次世代人材投資資金や本村の研修体制の見直しにより問い合わせも増えていますが、研修期間中や就農後の住宅の確保が難しい状況にあり、これへの対応が求められています。

さらに、ヒグマやエゾシカ、アライグマ（特定外来生物）、タヌキ、カラスなどによる農産物被害が年々増大し、農業振興のうえで大きな問題の一つとなっており、被害防止対策の強化が必要となっています。

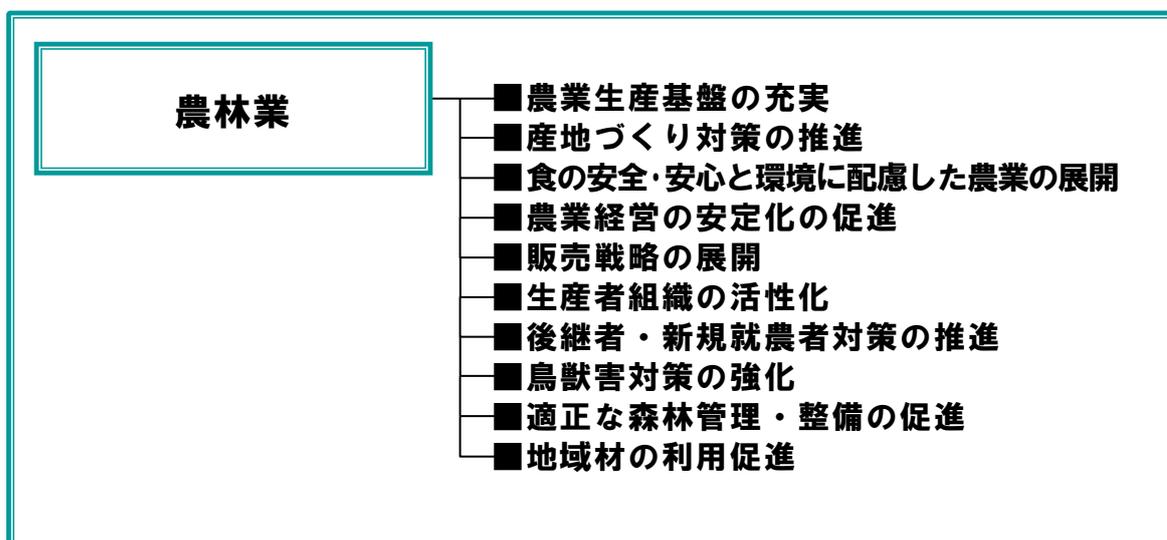
このような状況を踏まえ、今後は、令和2年度に策定した「赤井川村農業振興計画」等に基づき、農業の維持・振興に向けた多面的な施策を一体的に推進していく必要があります。

一方、森林は、木材の生産はもとより、水源のかん養や生活環境の保全などの多面的な機能を持ち、人々の生活と密接に結びついています。

本村では、「赤井川村森林整備計画」を策定し、補助事業を活用しながら、伐期を迎えた森林の更新や造林・間伐等を進めています。

また、伐採した木材を利用するため、「赤井川村地域材利用推進方針」を策定し、公共施設の木造・木質化等を推進していますが、伐採した木材を地元で活用する機会が少ないため、林産加工品の開発など、具体的な事業を創出していく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 農業生産基盤の充実

- ① 生産性の高い農地基盤を維持・確保するため、基幹水利施設である落合ダムの適正な維持管理や、ほ場整備や設備の更新などの各種の基盤整備を進めます。
- ② 農地や水環境等の保全活動への支援を行うほか、遊休農地の防止と解消、農地の流動化と集積の促進に向けた取り組みを進めます。

### (2) 産地づくり対策の推進

- ① 本村の農産物のPR活動の強化に努めるとともに、栽培技術の確立・継承を促進します。
- ② 消費者ニーズに対応した新規作物の導入及び産地化に向けた取り組みを推進します。
- ③ 消費者との交流を推進します。

### (3) 食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開

- ① 土づくりを基本とした環境に配慮した生産体制の確立を支援します。
- ② 農薬の安全使用や栽培履歴の記録の徹底、有機栽培・特別栽培、農業用廃プラスチックや家畜排泄物の適正処理、畜産疾病対策などを促進します。

### (4) 農業経営の安定化の促進

- ① 農業経営の安定化に向け、各種支援制度の継続や農業振興センターの運営支援を行います。
- ② 認定農業者の育成や農業者の組織化・法人化の促進、受委託組織の育成による農作業受委託システムの確立を進めるとともに、6次産業化に向けた取り組みを推進します。
- ③ 農作業の効率化・省力化に向け、先端技術やICTを活用したスマート農業<sup>※8</sup>を促進します。

<sup>※8</sup> ロボット技術やICTを活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

## （５）販売戦略の展開

- ① 地理的特性を生かした作物の選定や他産業等との連携、農産物の保管・加工・流通体制の構築を促進します。
- ② 「道の駅あかいがわ」の一層の活用や地域における直売の取り組み、観光・リゾート施設や飲食店等との連携を促し、地産地消を促進するほか、後志地域や札幌市における販売を促進します。

## （６）生産者組織の活性化

生産者組織について、栽培技術の統一や品質の向上、法人化の促進に努めるとともに、６次産業化や消費者との交流に向けた取り組みを推進します。

## （７）後継者・新規就農者対策の推進

- ① 後継者や新規就農者の育成・確保に向け、各種支援制度の充実を図るとともに、住宅の確保や優良農地の維持・確保に向けた取り組みを推進します。
- ② 村の農業を体験できる場を創出します。
- ③ 農地情報の的確な把握と情報提供を図ります。

## （８）鳥獣害対策の強化

ヒグマやエゾシカ、アライグマ（特定外来生物）、タヌキ、カラスなどによる農産物被害を防止するため、鳥獣害対策の強化を図ります。

## （９）適正な森林管理・整備の促進

木材生産の維持と森林の持つ多面的な機能の保全に向け、森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用しながら、「赤井川村森林整備計画」に基づく適正な森林管理・整備を促進します。

## （１０）地域材の利用促進

「赤井川村地域材利用推進方針」に基づき、地域材を利用した林産加工品の開発や住宅の新築・改築を支援するほか、公共建築物の木造・木質化を図ります。

## 2. 観光・リゾート

### 現状と課題

観光・リゾートは、地域産業・経済の発展はもとより、新たな人の流れを生み出し、交流人口や移住者の増加につながるものとして、地域活性化に大きな役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業界は非常に厳しい状況にあります。

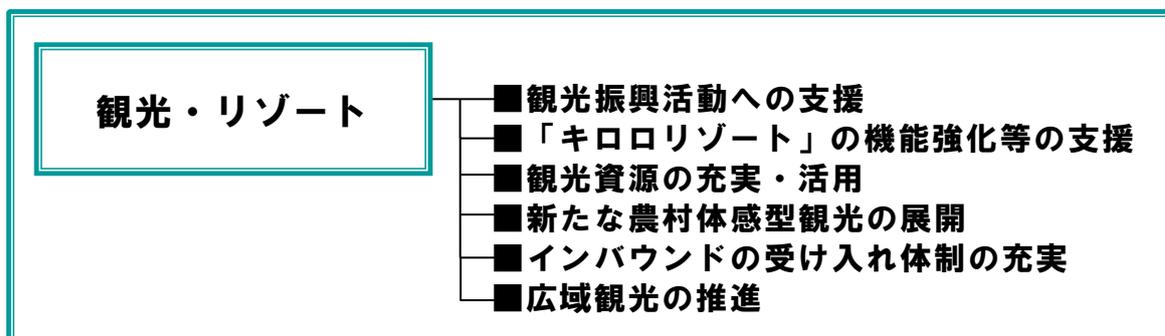
本村は、農業とともに観光・リゾートを基幹産業として発展してきた村であり、スキー場を中心とした総合リゾート施設「キコロリゾート」があるほか、「道の駅あかいがわ」や「保養センター（通称：赤井川カルデラ温泉）」、ファームやペンション、民宿、飲食店、さらには四季折々の祭りやイベント等々、魅力ある観光資源があります。

しかし、本村の知名度は高いとはいえず、「キコロリゾート」を訪れる観光客以外は、目的のない通過型の観光客が多いほか、村内の観光資源も、PR不足などにより十分活用されているとはいえず、さらなる取り組みが必要となっています。

このため、「日本で最も美しい村」連合に加盟する村として、本村の観光・リゾートの核である「キコロリゾート」の機能強化等を支援していくとともに、「さくら・もみじ基金」を活用した景観づくり等による観光資源の一層の充実・活用、農業の村としての特性・資源を生かした新たな事業の展開、インバウンド<sup>※9</sup>の誘致に向けた取り組みの強化など、多面的な取り組みを推進し、観光客の増加と、観光から定住・移住への展開を目指していく必要があります。

※9 訪日外国人旅行。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 観光振興活動への支援

観光・リゾート振興の中心的な役割を担う目的で令和2年度に発足した赤井川村国際リゾート推進協会（赤井川DMO）との連携強化を図り、観光振興に向けた各種活動の活発化を促進するほか、観光協会の活動や観光業者間の連携強化（広域的連携を含む）を支援していきます。

### (2) 「キロロリゾート」の機能強化等の支援

本村の観光・リゾートの核であり、村の産業・経済に大きな影響を及ぼす「キロロリゾート」について、地域一丸となって世界に誇れるスノーリゾートの形成を進めるため、国の各種支援と連動させながら、機能強化等に向けた取り組みを支援していきます。

### (3) 観光資源の充実・活用

- ① 「道の駅あかいがわ」について、観光・交流及び地産地消の拠点、地域情報の発信拠点として、さらなる機能強化を段階的に進め、有効活用を図ります。
- ② 「保養センター（通称：赤井川カルデラ温泉）」や「落合ダム親水広場」についても、利用者のニーズに応じた適正な管理・運営を行い、有効活用を図ります。
- ③ 「カルデラの味覚まつり」や「もみじ祭り」などの祭り・イベントの内容充実を進め、来場者の増加に努めます。

- ④ 「日本で最も美しい村」の観光資源として「さくら・もみじ」の活用を推進するとともに、既存観光資源については、価値を高めるための検討を図ります

#### **(4) 新たな農村体感型観光の展開**

特色ある農業の村としての特性・資源を生かした新たな取り組みとして、農村体感型観光の展開を促進するとともに、過疎農村の特色を全面に押し出したPR活動の推進やチラシの作成、雲海等の景勝地の掘り起しなどを進めます。

#### **(5) インバウンドの受け入れ体制の充実**

令和2年度に発足した赤井川村国際リゾート推進協会（赤井川DMO）との連携のもと、インバウンドの増加を目指し、他地域との連携、翻訳やキャッシュレス決済の仕組みづくり、外国語表記案内など、外国人観光客の利便性向上に向けた取り組みについて検討・推進します。

#### **(6) 広域観光の推進**

後志管内や「日本で最も美しい村」連合に加盟する町村等との広域的連携のもと、北海道新幹線の整備、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の整備等のインパクトを地域活性化につなげられるよう、地域一体となった観光振興を推進します。

## 3. 商工業・新産業

### 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気悪化が長期化しており、回復には相当の期間を要するといわれています。

また、ネットショッピングの普及や大型店舗の地方進出等により、地域商業全体の機能が疲弊し、衰退が加速しているほか、工業についても、地域企業の規模縮小や撤退等の状況がみられ、取り巻く状況は厳しさを増しています。

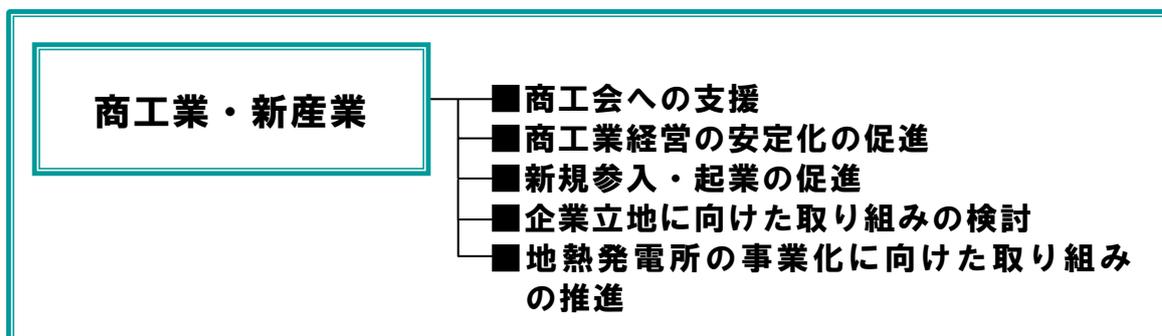
現在、本村の商工会には37人の会員がおり、そのうち飲食業が8人、小売業が6人で、その他は4人以下となっており、特に小売店については、店舗を構えて営業しているのが実質的に2店舗のみとなっています。また、建設業については、本村からの公共工事の発注が一定程度あることで経営が維持されている状況にあります。

「道の駅あかいがわ」では、指定管理者が中心となって新しい商品開発も行われていますが、ほとんどが村外で生産されています。

今後は、このような状況を踏まえ、本村の地域性に即した商工業の維持・存続に向けた取り組みを推進するとともに、新規参入や起業に対する支援体制の整備等を行い、新たな活力の創出を目指していく必要があります。

また、本村では、地熱開発調査が進められていますが、地熱開発は、本村の新たな産業になりうる可能性を持つ事業であり、事業者と一体となって取り組んでいく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 商工会への支援

商工業振興の中心的な役割を担う商工会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進します。

### (2) 商工業経営の安定化の促進

国・道の融資・支援制度や新型コロナウイルス感染症に関する支援制度の周知と有効活用を促すとともに、商工会と連携した助言・指導等を行い、商工業経営の安定化を促進します。

### (3) 新規参入・起業の促進

商工会等と連携し、本村へ新規に参入する経営者や起業する経営者に対する支援体制を整備し、新規参入や起業を促進します。

### (4) 企業立地に向けた取り組みの検討

村経済の活性化と雇用の場の確保を目指し、企業の立地に向けた取り組みについて検討していきます。

### (5) 地熱発電所の事業化に向けた取り組みの推進

地熱発電所の事業化を目指し、調査地点への道路・橋梁の整備や関係機関との調整など、事業者と一体となった取り組みを推進します。  
また、地域住民に対する機運の醸成を図ります。

## 4. 雇用対策

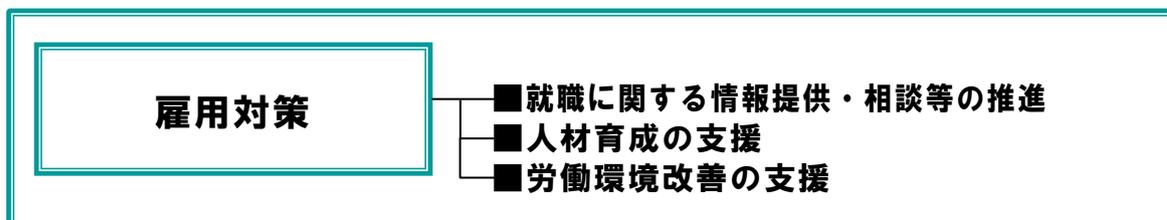
### 現状と課題

少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化の長期化などに伴い、地方の雇用情勢はますます厳しさを増しています。

本村においては、農業や建設業の労働者の確保が困難な状況にあり、人手不足が顕著となっている反面、若年者は賃金の高い都市部へ流出し、悪循環に陥っています。

今後は、このような状況を踏まえ、就職に関する情報提供や相談、人材育成等に努めるとともに、村内での雇用の受け皿となる事業所の協力のもと、季節労働者が通年雇用される仕組みづくりや、非正規社員から正社員への転換促進などの取り組みにより、地域の雇用機会の確保に結びつけていく必要があります。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 就職に関する情報提供・相談等の推進

道やハローワーク<sup>※10</sup>等の関係機関との連携や広域的連携のもと、就職に関する情報の提供や相談等を行います。

### (2) 人材育成の支援

広域的連携等により、地域内での就業者を対象に、雇用先で必要となる資格の取得や能力開発のための講習の受講等に関する支援を行います。

### (3) 労働環境改善の支援

労働者の安定した雇用環境づくりに向け、季節労働者が通年雇用される仕組みづくりや、若年者または非正規社員の正規雇用や育児休業など女性への就業支援の整備を促進する取り組みを行います。

---

※10 公共職業安定所。

## 第2章 健やかで安心して暮らせるあ かがわ

### 1. 保健・医療

#### 現状と課題

健康で長生きすることは、すべての人々の願いですが、そのためには、一人ひとりが健康の大切さを認識して自らの生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことが重要です。

本村ではこれまで、健康支援センターを拠点として、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導の推進をはじめ、「ゆりかごから墓場まで」の一生を通じた継続支援を目標として活動してきました。

また、平成27年度には、「第2期赤井川村健康づくり計画」を策定し、生活習慣病予防をはじめ、いつまでも健康で過ごせるよう健康づくりを推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、近年、生活習慣病の予備軍が増加しており、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、生活習慣の改善につながる行動変容を促していくことが必要であり、特に幼児期からの健全な食習慣の確立が重要な課題となっています。

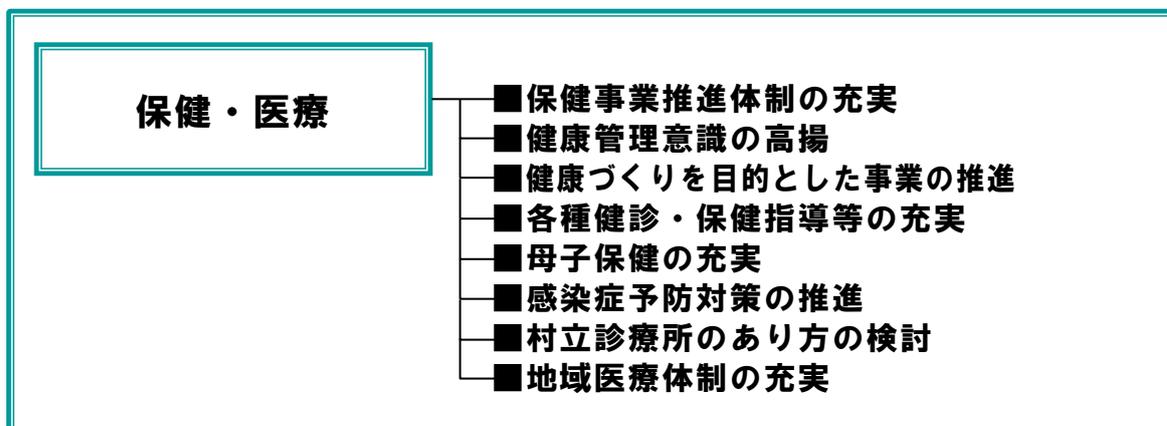
また、核家族化などにより家庭の子育て機能が低下傾向にある中で、育児に対する負担感や不安が増大しており、安心して子どもを生み育てるための母子保健の充実が求められています。

このため、今後とも、「第2期赤井川村健康づくり計画」に基づき、推進体制の充実のもと、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、村民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の一層の充実に努める必要があります。

一方、本村の医療機関は村立診療所1箇所であり、医師1名、看護師1名、会計年度任用職員1名で、医師への個人委託により運営しています。また、月1回整形外科の医師による診療も行っています。

今後は、村内関係各機関及び村外医療機関との連携や救急体制を強化するとともに、村民の医療ニーズに対応する医療提供体制のあり方を検討していく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 保健事業推進体制の充実

- ① 保健事業の拠点である健康支援センターについて、適正な維持管理に努めるとともに、ふれあい支え合う地域づくりの推進や交流の場、情報交換の場としての充実を図ります。
- ② 保健推進員や食生活改善推進員の育成等により、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図ります。
- ③ 各年代層における歯科対策の体制強化を図ります。

### (2) 健康管理意識の高揚

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

### (3) 健康づくりを目的とした事業の推進

「第2期赤井川村健康づくり計画」に基づき、肥満・運動、こころ・アルコール、たばこ、歯、食生活等に関する情報提供等を行い、生活習慣病予防に努めます。

#### **(4) 各種健診・保健指導等の充実**

- ① がん検診の方法や検査項目の充実について検討します。
- ② 特定健康診査やがん検診の受診勧奨を行うとともに、健（検）診結果の把握と個別フォローに努めます。
- ③ 特定保健指導をはじめ、健康教育や健康相談等の保健指導の充実に努めます。

#### **(5) 母子保健の充実**

- ① 安心して出産・子育てができるよう、母子保健事業を推進します。
- ② 親の育児不安を解消するため、妊娠期からの継続した相談・指導の実施や、児童虐待の発生予防の観点を含めた子育て支援体制の充実に図ります。
- ③ 保育所や学校と連携し、継続した子育て支援や子どもの成長を見守る体制の強化等を図ります。

#### **(6) 感染症予防対策の推進**

- ① 新型コロナウイルス感染症をはじめ、肝炎やエイズ、新型インフルエンザなどの感染症等に対する正しい知識の一層の普及・啓発に努めます。
- ② 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発、接種機会の充実等により、接種率の向上に努めます。

#### **(7) 村立診療所のあり方の検討**

村立診療所について、村民の医療ニーズを踏まえ、今後の医療提供体制のあり方について検討していきます。

#### **(8) 地域医療体制の充実**

村内関係各機関及び村外医療機関との連携を強化するとともに、救急体制を強化し、地域医療体制の充実に図ります。

## 2. 子育て支援

### 現状と課題

わが国では、未婚化や晩婚化の進行等に伴い、少子化がさらに深刻化しており、国をあげての抜本的な対策が求められています。

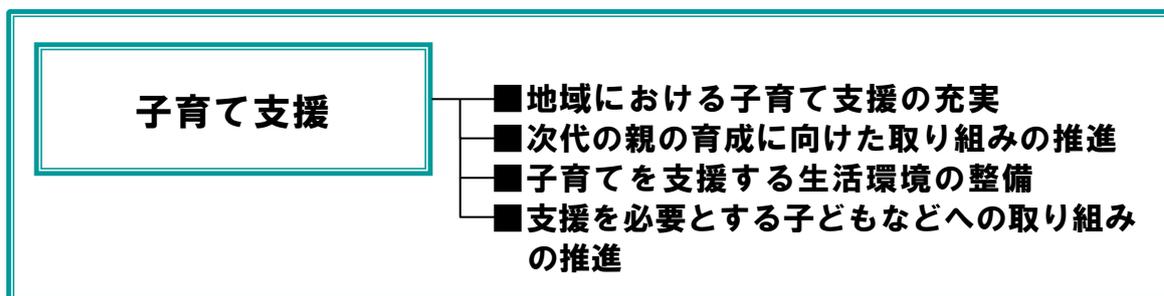
本村ではこれまで、平成 26 年度に策定した「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、へき地保育所における保育サービスの充実や子育て家庭への経済的支援の推進、各種の母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取り組みの推進など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

平成 27 年 7 月には、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所の保育料の無料化、中学 3 年生までの医療費の全額助成を開始したほか、平成 28 年 9 月には、入所児童数の減少を勘案し、また保育体制の充実を図るため、都へき地保育所を赤井川へき地保育所に統合しました。

しかし、子どもの数は依然として減少し、村全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が出産や子育てに希望を持ち、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを村が一体となって一層積極的に進めることが求められています。

このため、これまでの成果と課題を踏まえて令和元年度に策定した「第 2 期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭を村全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 地域における子育て支援の充実

- ① 0～1歳児の保育など就労形態・家族形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を検討します。
- ② 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、放課後子ども教室の開催による放課後児童対策を推進します。
- ③ 乳幼児を持つ親同士が情報を共有し、互いに支援し合うネットワークづくりを進めます。
- ④ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の無料化や中学3年生までの医療費の全額助成をはじめ、各種の経済的支援を行います。

### (2) 次代の親の育成に向けた取り組みの推進

学校教育や広報活動等を通じ、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生み育てることの意義についての啓発・教育を推進します。

### (3) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと保護者が安全・安心・快適な生活を送れるよう、交通被害や犯罪被害からの保護、良質な住環境の確保、遊び場づくりなどに向けた取り組みを推進します。

### (4) 支援を必要とする子どもなどへの取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児支援の充実、外国人幼児への支援など、支援を必要とする子どもと家庭に対する取り組みを推進します。

### 3. 高齢者支援

#### 現状と課題

わが国では、高齢化が急速に進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム<sup>※11</sup>の充実に向けた取り組みを進めています。

本村ではこれまで、「赤井川村高齢者保健福祉計画」の策定のもと、高齢者が健康で過ごすための知識の普及や身体機能の維持・向上の促進、各種活動への参加促進等などの健康づくりに向けた取り組みをはじめ、生きがいつくりや生活の支援に関する各種の施策を推進してきました。

また、介護保険事業についても、「後志広域連合介護保険事業計画」の策定のもと、各種の事業を推進してきました。介護保険事業は、平成21年度より、後志広域連合で開始されたことで、関係町村間の調整がとりやすくなり、効率化が図られました。また、北後志地域6市町村で「小樽・北しりべし成年後見センター」を開設したことで、判断力低下に伴う成年後見制度<sup>※12</sup>の活用が行われています。

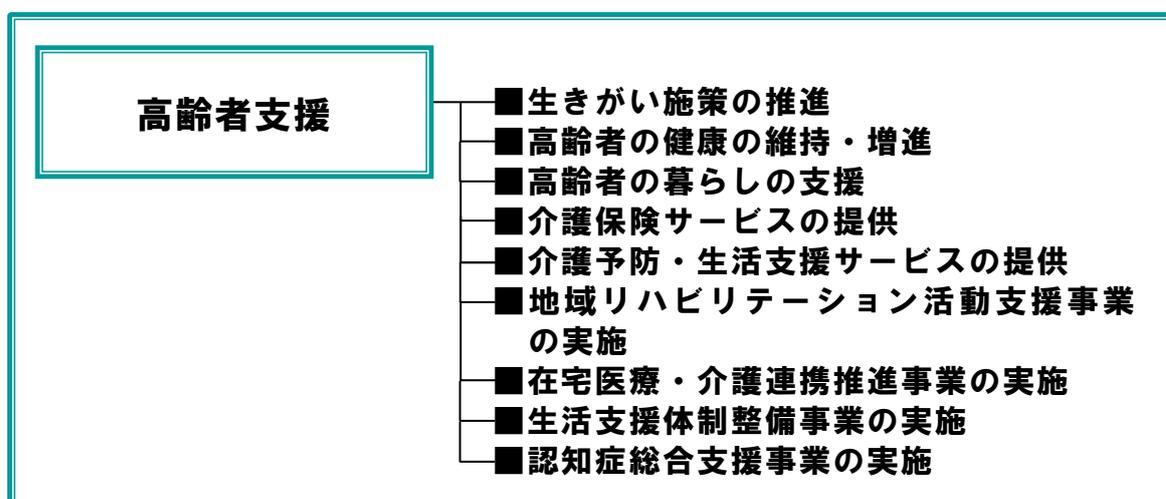
しかし、今後、本村の高齢化率は上昇していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や独居高齢者、認知症の高齢者は、一定数を維持していくことが見込まれます。また、高齢者の通院や買い物に必要な交通手段の確保、高齢者向け住宅の整備、冬期間の除雪体制の整備、生きがいつくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続き村全体の大きな課題です。

このため、これまでの成果と課題を踏まえて令和2年度に策定した「第8期赤井川村高齢者保健福祉計画」及び「第8期後志広域連合介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせる村づくりを進めていく必要があります。

※11 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

※12 高齢や障がい等により判断能力が十分でない人の法律行為を保護・援助する後見人を決める制度。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 生きがい施策の推進

- ① すべての高齢者がスポーツや趣味を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション活動、学習・文化活動を促進します。
- ② 高齢者が生きがいと役割を持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動や世代間交流活動等の支援を行います。

### (2) 高齢者の健康の維持・増進

- ① 悠楽学園大学等を通じて、食生活の改善を含めた健康づくりを促進します。
- ② 健康増進のため、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。
- ③ 悠楽学園大学の内容を充実させ、高齢者の知識の拡充を目指します。

### (3) 高齢者の暮らしの支援

- ① 介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、在宅生活の支援や養護老人ホームの入所支援をはじめとする各種福祉サービスの提供を図ります。
- ② 高齢者向け住宅の整備について検討します。
- ③ 冬期間における高齢者を対象とした除雪支援事業を継続して実施します。

#### (4) 介護保険サービスの提供

- ① 要介護認定者を対象とした、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進します。
- ② 要支援認定者を対象とした、介護予防サービス等の提供体制の充実を促進します。
- ③ デイサービスセンターについては、指定管理者制度の導入を進め、効果的な運営に努めます。

#### (5) 介護予防・生活支援サービスの提供

- ① 訪問型サービスによる生活援助や移動支援、専門職による相談指導の実施に向けて取り組みます。
- ② 通所型サービスによる体操や運動、レクリエーションの場の提供を行うとともに、生活機能を改善するための専門職による運動教室等を実施します。
- ③ 要支援認定者等に対し、サービス等が適切に提供できるようケアマネジメント<sup>※13</sup>を実施します。

#### (6) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

介護予防の取り組みを強化するため、通所、地域ケア会議等において、リハビリ専門職による助言等を実施します。

#### (7) 在宅医療・介護連携推進事業の実施

- ① 地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の情報収集を行い、リストやケアパスの作成と活用を行います。
- ② 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
- ③ 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取り組みを行います。
- ④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援を実施します。

---

※13 様々なサービスを組み合わせるケアプランを作成し、それにしたがってサービスが提供できるよう事業者との調整等を行うこと。

## （８）生活支援体制整備事業の実施

- ① 生活支援コーディネーターを配置し、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチングを行います。
- ② 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体からなる協議体「たすけあい隊」を機能させ、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を進めます。

## （９）認知症総合支援事業の実施

- ① 認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症サポート医を中心に保健・福祉専門職を配置した、認知症初期集中支援チームの継続的な活動を促進します。
- ② 認知症についての相談や助言、資源の情報収集や提供等を行う、認知症地域支援推進員が中心となって、認知症サポーター※<sup>14</sup>の養成や認知症カフェの取り組みを推進し、認知症に関する知識の普及・啓発や相談対応を行います。

---

※<sup>14</sup> 認知症の人や家族を見守る支援者。

## 4. 障がい者支援

### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いの個性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会の実現が求められています。

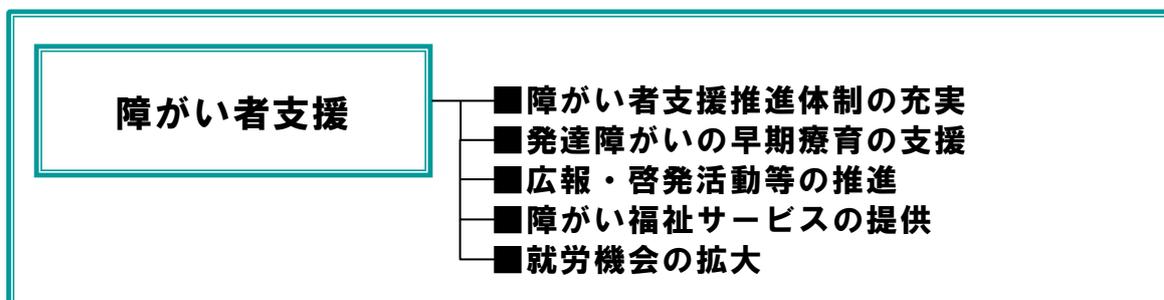
本村ではこれまで、「赤井川村障害福祉計画」の策定のもと、障がい者の相談機関として北後志5町村が委託している後志圏域総合支援センター等の関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の自立と社会参加に向けた各種の施策を推進してきました。

子どもの障がいの早期発見については、妊婦健康診査や乳幼児健診等を行い、支援が必要な場合は北後志5町村で運営している母子通園センターや巡回児童相談が利用できる相談・援護体制が整備されています。

しかし、近年、障がい者は増加傾向にあるとともに、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このため、これまでの成果と課題を踏まえて令和2年度に策定した「第6期赤井川村障害福祉計画」に基づき、障がい者支援施策を計画的に推進し、障がいのある人もない人も、地域の中で支え合い、ともに生きる村づくりを進めていく必要があります。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 障がい者支援推進体制の充実

北後志自立支援協議会の活用等により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

### (2) 発達障がいの早期療育の支援

関係機関と連携し、自閉症やLD<sup>※15</sup>、ADHD<sup>※16</sup>などの発達障がいの早期療育を支援します。

### (3) 広報・啓発活動等の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別のない村づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育等を推進します。

### (4) 障がい福祉サービスの提供

- ① 各種障がい福祉サービスの提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を実施します。
- ② 心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度により、医療費の支給を行います。
- ③ 道との連携のもと、相談の支援や手話通訳者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を推進します。
- ④ 障がい福祉サービス等に関する情報提供の充実を図り、サービスを利用しやすい環境づくりを進めます。
- ⑤ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ地域生活支援拠点等の整備について検討していきます。

### (5) 就労機会の拡大

関係機関との連携のもと、職業能力開発機会の充実や事業所への啓発に努めるとともに、関連施設の活用等により福祉的就労機会の充実に努めます。

※15 学習障がい。

※16 注意欠陥・多動性障がい。

## 5. 地域福祉

### 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行等に伴う家族形態の変化、個人の価値観の多様化などにより、家庭や地域における支え合う機能の低下が指摘されています。このような中、ますます複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体をはじめ、多くの主体が自主的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会<sup>※17</sup>」の形成を進めていくことが必要です。

本村では、社会福祉協議会が、村から受託した各種福祉サービスの提供のほか、ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っています。また、民生委員やボランティア等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズや生活課題はますます増大・多様化することが見込まれます。

また、ボランティアの高齢化や担い手の不足が大きな課題となっています。

このため、平成30年度に策定した「赤井川村地域福祉計画」に基づき、「地域共生社会」の実現を目指し、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、村が一体となった地域福祉体制をつくり上げていく必要があります。

また、社会環境が目まぐるしく変化する中、全国的に自殺が後を絶たない状況にありますが、だれも自殺に追い込まれることのない村の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

<sup>※17</sup> 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 地域福祉推進体制の充実

保健福祉推進会議の充実・活用により、地域福祉を推進する体制の強化を図ります。

### (2) 情報提供・相談の充実

村民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供・相談の充実を図ります。

### (3) 地域福祉の担い手の育成

- ① 社会福祉協議会の運営や民生委員活動への支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、各種福祉団体やボランティア等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する担い手の確保を図ります。
- ② 村民の福祉意識の高揚と地域福祉活動への参画促進に向け、広報・啓発活動を推進するほか、保育所や学校と連携し、児童期からの福祉教育を推進します。

### (4) 支え合い助け合う活動の促進

高齢者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、「たすけあい隊」をはじめ、各種福祉団体やボランティア、地域住民等による声かけ・見守り活動、生活支援活動、サロン活動など、支え合い助け合う活動を促進します。

## (5) 自殺対策の推進

だれも自殺に追い込まれることのない村の実現に向け、自殺予防に関する啓発やゲートキーパー<sup>※18</sup>の育成、相談支援体制の充実など、自殺対策を推進します。

---

<sup>※18</sup> 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

## 6. 社会保障

### 現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、人々の生活に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行などに伴い医療費は増大し続け、その運営は非常に厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今後とも、増大する医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に努める必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがなどに対して保険給付を行う制度として、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしており、今後とも、制度の周知徹底を図りながら、適正運営に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、老後の収入の保障だけでなく、障がいのある人や遺族への保障といったセーフティネット<sup>※19</sup>の役割を果たす必要不可欠な制度です。

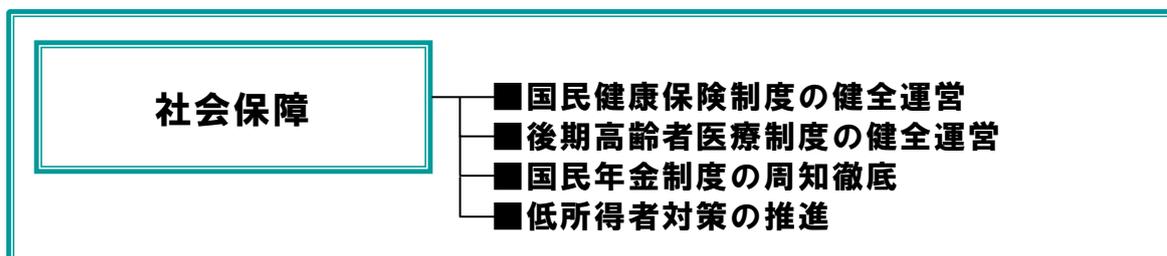
しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

また、社会環境の変化等に伴い、低所得世帯は全国的に増加傾向にあります。

本村では、関係機関と連携し、実態の把握や相談、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の利用に関する助言・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、これらの取り組みを継続していく必要があります。

<sup>※19</sup> 安全網。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 国民健康保険制度の健全運営

- ① 医療費の抑制に向け、特定健康診査の普及・啓発、未受診者の実態把握及び受診勧奨を行い、被保険者が受診しやすい環境を整備し、受診率の向上に努めるとともに、特定保健指導の適正実施に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率の向上に向け、滞納者への指導・啓発、適正な徴収を行います。

### (2) 後期高齢者医療制度の健全運営

- ① 後期高齢者医療制度に関する広報・啓発活動を推進し、制度の周知徹底に努めます。
- ② 後期高齢者医療保険料の収納率（100％）の維持に向け、適正な徴収を行います。

### (3) 国民年金制度の周知徹底

日本年金機構との連携のもと、個人情報取り扱いを一層厳重に行いながら、広報・啓発活動や窓口相談のさらなる充実を図り、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

### (4) 低所得者対策の推進

社会福祉事務出張所や社会福祉協議会、民生委員、その他関係機関との連携のもと、低所得者の実態を的確に把握しながら、相談・指導等に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

## 第3章 将来を担う人を育むあかいがわ

### 1. 学校教育

#### 現状と課題

子どもたちが心身ともにたくましく育ち、これからの新しい時代を生き抜く人材として成長していくうえで、学校教育の果たす役割は大きなものがあります。

本村の学校教育は、令和2年5月現在、小学校2校、中学校1校で児童数59人、生徒数31人となっており、小学校1校は完全複式学級、もう1校は一部複式学級を持つ小規模・少人数学校となっています。

本村ではこれまで、小規模校である特徴を生かしたきめ細かな教育が進められるよう、ソフト・ハードの両面からの環境整備に心がけ、学校教育目標を柱に知育・徳育・体育の調和のとれた豊かな人間性を育てる教育が実現できるよう取り組んできました。

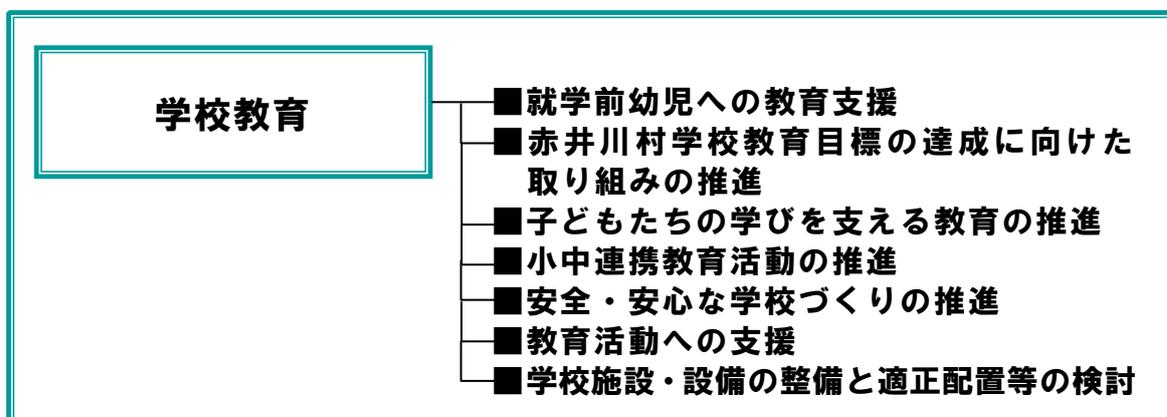
特に中学校では、文武両道を校訓として学業や文化活動のみならずスポーツにも力を注ぎ、地区大会はもとより、全道・全国で活躍する生徒も育成するなど、心身ともにバランスのとれた児童生徒の育成に取り組んできました。

また、保護者が安心して子育てができるよう、学習教材や特別活動経費の一部無料化、給食費の完全無料化など、保護者支援も進めながら教育環境の整備に取り組んできたところです。

価値観の多様化や情報化が進む今日、安全・安心な環境で児童生徒を次世代を担う人材として導くためには、学習指導要領が示す「生きる力」を育む教育を一層推進する必要があります。

このため、就学前幼児期から学校や教育委員会が保育所や保護者などに関わりを持ちながら、学校・家庭・地域が連携して学校教育につながる体制を整え、就学後は、小学校と中学校が連携して個々の育ちを支える赤井川スタイルを確立させ、村全体で学校教育を支える取り組みを推進する必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 就学前幼児への教育支援

- ① 読み聞かせ用の絵本など、優良図書を提供を拡充します。
- ② 保育所・小学校・保健担当・教育委員会などが連携した就学支援を推進します。
- ③ 特別支援教育については、発達段階に応じた個別の指導計画<sup>※20</sup>や教育支援計画<sup>※21</sup>を策定し、就学期間中の対応を充実させます。

### (2) 赤井川村学校教育目標の達成に向けた取り組みの推進

赤井川村学校教育目標を達成するため、各学校目標や経営方針に沿って点検・評価を加えながら、チーム赤井川として地域に根ざした教育を推進します。

### (3) 子どもたちの学びを支える教育の推進

- ① 「主体的・対話的で深い学び<sup>※22</sup>」の視点に立った授業づくりを推進します。
- ② 子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な支援を推進します。

※20 学校内において、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導を行うための計画。

※21 障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、福祉・医療・労働等の関係機関と連携を図りつつ、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うために作成し、生涯にわたる一貫した支援を行うためのもの。

※22 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習。アクティブ・ラーニング。

- ③ 保護者や関係機関と連携のとれた特別支援教育を推進します。
- ④ グローバル<sup>※23</sup>化や高度情報化、技術革新の進展などこれからの社会の中で活躍できる人材を育成するため、外国語教育や国際交流、ICT教育を推進します。
- ⑤ 教職員のスキルアップを図るため、研修・研究活動を推進します。
- ⑥ 地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクール<sup>※24</sup>の取り組みを充実させていきます。

#### **(4) 小中連携教育活動の推進**

- ① 「赤井川村小中連携教育方針」に基づき、義務教育9年間につながりを持たせた教育活動を推進します。
- ② 小中連携のための教職員の研修・研究活動を推進します。

#### **(5) 安全・安心な学校づくりの推進**

- ① 家庭・地域及び関係機関と連携した学校内外の安全対策を推進します。
- ② いじめや暴力のない学校づくりを積極的に推進します。

#### **(6) 教育活動への支援**

- ① 教科学習や課外活動を充実させる施策を推進します。
- ② 児童生徒の健康な身体づくりにつながる施策を推進します。
- ③ ICT環境の整備を推進します。
- ④ 発達段階に応じた学習サポート体制を充実させる施策を推進します。
- ⑤ 読書環境の整備や充実を図る施策を推進します。
- ⑥ 高校生の通学支援施策の充実に努めます。

#### **(7) 学校施設・設備の整備と適正配置等の検討**

- ① 良好な教育環境を確保するため、学校施設・設備の適正な維持管理に努めます。
- ② 緊急性と妥当性を適正に判断し、学校施設・設備の計画的な更新及び改修に努めます。
- ③ 児童数の減少を勘案し、また教育環境の充実を図るため、小中一貫教育・適正配置について検討していきます。

※23 global。世界的な規模であるさま。

※24 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

## 2. 社会教育

### 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、情報化・技術革新の進展をはじめとする社会環境の急速な変化に伴い、地域社会を取り巻く状況や教育をめぐる環境が大きく変化しています。

本村においても、人口減少や少子高齢化の進行などを背景に、地域のつながりの希薄化や活力の低下が進みつつあり、村民一人ひとりが生きがいとゆとりを持ち、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、「いつでも・だれでも・どこでも」学び、活動ができる環境を整え、その成果を地域社会に還元できる学習社会を定着させることが必要です。

このため、役場内部の連携も図りつつ、地域住民が意欲や楽しみを持って参加できるプログラムの提供やサークル活動などの支援を一層推進し、これまで参加できていなかった人たちにも活動の意義を理解してもらい、参加してもらうところから取り組む必要があります。

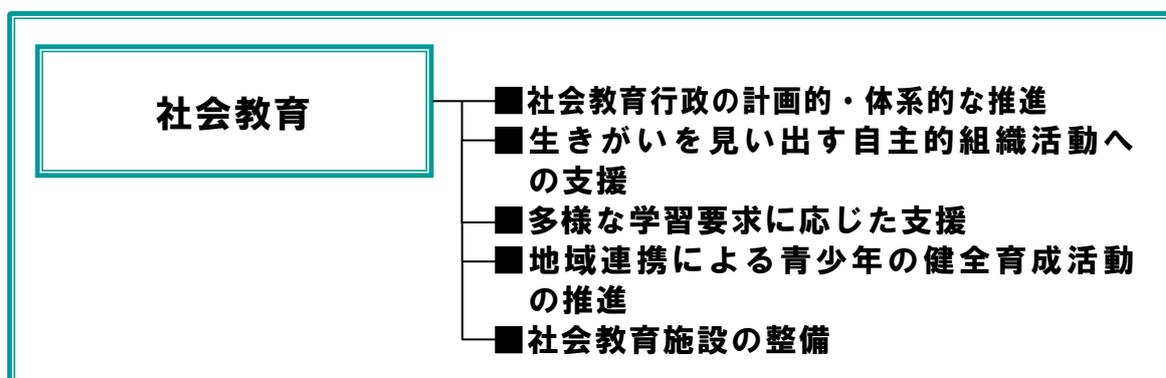
青少年の健全育成分野では、村内には子ども会など地域と組織的に連携して活動する母体がないことから、子どもたちが地域住民と活動する機会が少ないのが現状です。

このため、世代を越えて地域住民と関わりを持ちながら学習や諸活動が行えるプログラムを取り入れるなど、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりを定着させる必要があります。

村民への学習資料の提供活動の最も身近なものとしては、図書の貸し出し活動があります。本村に図書館はありませんが、知識や感性を豊かにする読書活動はだれもが取り組める学習活動であることから、読書推進に積極的に取り組む必要があります。

社会教育活動施設としては、公民館的要素を持つ生活改善センターが活動の拠点として利用されていますが、ほかにも類似施設として集会施設や学校施設なども社会教育活動に利用可能であることから、これらを有効に活用した取り組みが必要です。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 社会教育行政の計画的・体系的な推進

「第12期赤井川村中期社会教育行政計画書」に基づき、点検・評価を行いながら計画的な事業実施に努めるとともに、関係機関・団体・学校・地域の各機能を生かしながら、生涯学習活動を深める推進体制の整備・充実に取り組みます。

### (2) 生きがいを見い出す自主的組織活動への支援

- ① 各種団体・サークル活動の支援に努めます。
- ② 高齢化の進行に対応し、福祉担当課との連携によるプログラムの提供を推進します。

### (3) 多様な学習要求に応じた支援

- ① 地域の人材や生活文化的資源を活用した学習機会の提供を推進します。
- ② 学習要求に応じた村内外における先進的事例の研究に努めます。
- ③ 体験型学習機会の提供を推進します。
- ④ 読書機会を充実させる取り組みを推進します。

### (4) 地域連携による青少年の健全育成活動の推進

- ① 地域や関係機関が情報の共有を図り、見守り対策や啓発活動を推進します。
- ② 家庭の教育力の向上のため、情報や研修の機会を提供します。
- ③ 野外活動や体験学習を推進します。

### (5) 社会教育施設の整備

社会教育活動の拠点である生活改善センターの施設・備品の改修・更新を行い、有効活用に努めます。

## 3. スポーツ

### 現状と課題

スポーツは、心身の健康の維持・増進に役立つだけでなく、住民同士の交流・連携を促し、地域連帯感や地域への愛着を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

特に、高齢化の進行や生活の利便性向上などにより体を動かす機会の減少が進む現代社会において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えることは大きな意義があります。

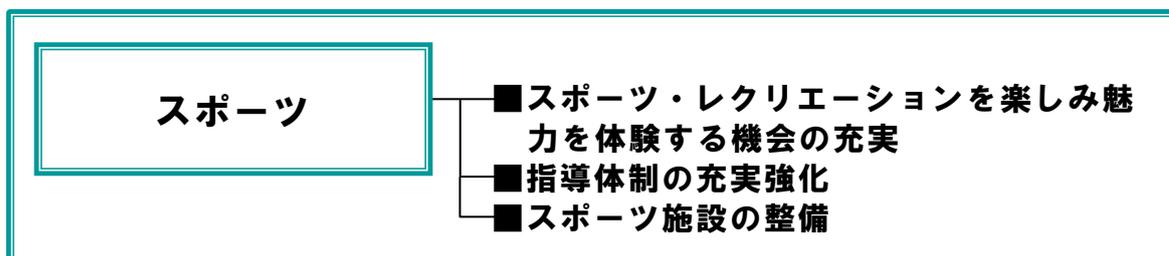
本村ではこれまで、青少年段階では、小中学校の課外活動や少年団活動を中心に、陸上や卓球、バドミントン、スキーを中心とするスポーツが盛んに取り組まれており、全道・全国大会で活躍するレベルの高い活動が継続されています。また、成年や高齢者を対象としたレクリエーションスポーツの講習会や大会などを開催し、村民の体力の向上に取り組んできました。

さらに、近年の健康志向の高まりなどにより、ウォーキングやランニングをはじめ、パークゴルフやサッカー、体育館では卓球やフィットネスなどに取り組むなど、それぞれの生活リズムに合わせてスポーツなどで身体を動かす楽しみを共有する人が増加傾向にあります。

しかし、多くの村民は、日常の多忙感などから積極的にスポーツに親しむ状況になく、少年期から生涯スポーツとして楽しむ基礎をつくる必要があります。

スポーツ施設としては、体育館やプール、山村広場が整備されており、これまでも適正管理に努めてきましたが、老朽化により改修が必要な施設や設備もあることから、利用者の利便性に配慮しながら計画的な改修を進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) スポーツ・レクリエーションを楽しむ魅力を体験する機会の充実

- ① 年齢や発達段階に応じたスポーツやレクリエーションの振興に努めます。
- ② 各種スポーツ団体やサークル活動の支援に努めます。
- ③ 体力向上や健康づくりにつながる取り組みを推進します。
- ④ ジュニアスポーツ活動を推進します。
- ⑤ 村民の要望に基づいた講習会や大会の開催などの取り組みを推進します。

### (2) 指導体制の充実強化

- ① 各種講習会や大会の開催などを通じ、スポーツ・レクリエーションの指導者の育成に努めます。
- ② ジュニア世代からのスポーツ振興により、指導的人材の育成に努めます。

### (3) スポーツ施設の整備

- ① 体育館の大規模改修をはじめ、スポーツ施設の適正管理と計画的な改修に努めます。
- ② 各世代の利用を促進できるよう、設備や備品などの整備に努めます。

## 4. 文化芸術

### 現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を育むとともに、人と人とお互いに理解し尊重し合う機会を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、住民生活の向上や活力ある地域社会の形成に大きな役割を果たしています。

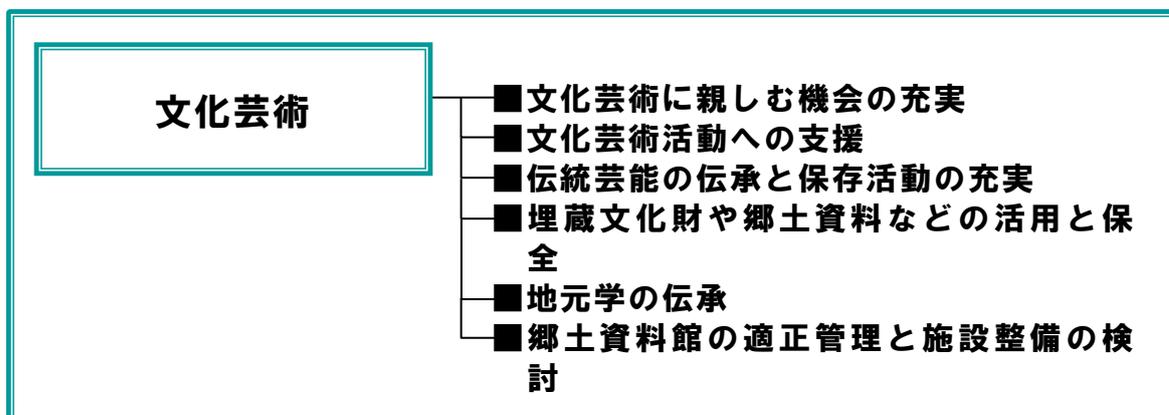
本村においても、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」による自己実現要求が見受けられるようになり、優れた文化芸術にふれる機会の提供はもとより、生活を基盤とする地域に根ざした伝統や文化を継承させる取り組みや、歴史的資料を守り活用する取り組みは、大切な村の財産として守り育てていく必要があります。

本村ではこれまで、文化芸術の振興に向け、芸術鑑賞会や巡回小劇場、村内外の視察研修などの開催、伝統芸能である「カルデラ太鼓」や「赤井川音頭」の伝承、文化祭における発表機会の提供、歴史資料の体験的活用などに取り組んできました。

しかし、自主的活動を行ってきた文化団体やサークルも多忙化や高齢化などから活動が低迷しており、村民自らが文化芸術に関わる活動の定着は大きな課題の一つといえます。

また、本村の開拓期から今に至る生活や産業に関する貴重な資料や埋蔵文化財の遺物などを保管・展示している郷土資料館も老朽化が進んでおり、施設の整備方針も含め、資料の適切な保管や展示方法など、今後の展開が検討課題となっています。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 文化芸術に親しむ機会の充実

- ① 芸術鑑賞会や巡回小劇場、村内外の視察研修の開催等により、村内外において優れた文化芸術にふれあえる機会の提供に努めます。
- ② 村民の文化芸術活動の発表の場として文化祭の内容充実に努めます。

### (2) 文化芸術活動への支援

創作や練習、発表の場の確保など、文化団体やサークルの活動支援に努めます。

### (3) 伝統芸能の伝承と保存活動の充実

- ① 「カルデラ太鼓」を伝承する保存会活動の支援に努めます。
- ② 「赤井川音頭」の普及に努めます。

### (4) 埋蔵文化財や郷土資料などの活用と保全

- ① 文化祭における郷土資料の展示や体験的活用に努めます。
- ② 埋蔵文化財発掘調査により発掘された資料などの活用と適正管理に努めます。
- ③ 史跡標柱など、本村の歴史に関わる資料の保全に努めます。

### (5) 地元学の伝承

- ① 郷土資料などを活用した本村の歴史学習機会の提供に努めます。
- ② 開村 100 年記念誌の検証作業を継続します。

### (6) 郷土資料館の適正管理と施設整備の検討

郷土資料館の適正管理に努めるとともに、展示・保存資料の活用を基本に、新たな施設整備について検討を進めます。

## 5. 国際交流・国際化

### 現状と課題

近年、あらゆる分野でグローバル化が進展する中で、異文化理解や国際コミュニケーション、世界の中で活躍できる人材育成の重要性がますます高まってきています。

本村では、平成6年から国際交流をスタートさせ、北海道教育大学札幌校の留学生との交流や、オーストラリアのストラスモアセカンダリーカレッジ校への中学2年生全員の派遣を含めた相互交流により、異文化理解を深め、外国人と気軽に接することのできる土台を積み上げてきました。

学校教育においても、外国語（英語）学習が文法理解中心から日常会話として話す・聞くことが身につく学習が求められるようになり、平成26年度からは、ALT1名を小中学校へ配置し、生きた外国語の習得に取り組んでいます。

また、ALTを活用し、保育所における「英語で遊ぼう教室」や一般村民向けの「英会話教室」なども開催しており、外国人と外国語に親しむ活動を広く定着させるよう取り組んでいます。

20年以上継続している国際交流は、子どもたちの発達段階における学習に効果を上げていますが、少子高齢化の進行とともに、ホームステイ受け入れ家庭の確保や一般村民との交流促進などに課題も多く、今後の交流のあり方を検討していく必要があります。

また、本村では、「キロロリゾート」の従業員を中心に、居住する外国人が増加してきており、身近な地域社会における国際化も進んでいることから、今後は、こうした状況を踏まえた教育のあり方を検討していくことが必要です。

## 施策の体系

### 国際交流・国際化

- 世界の中で活躍できる人材の育成
- 国際交流活動の充実
- 国際化に対応した教育の推進

## 主要施策

### (1) 世界の中で活躍できる人材の育成

- ① 異文化理解やコミュニケーション能力を高める施策を推進します。
- ② 北海道教育大学札幌校の留学生との交流や中学生の海外派遣事業など相互交流の促進により、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- ③ ALTを活用し、幼児期から外国語や外国人に慣れ親しむ活動を推進します。

### (2) 国際交流活動の充実

- ① 国際交流活動の中心となる国際交流推進委員会の組織体制の強化及び活動の充実を促進します。
- ② ホームステイ受け入れ家庭の確保や一般村民が交流できる機会づくりなど、国際交流活動の充実に向けた取り組みを推進します。
- ③ 様々な情報媒体を活用し、国際交流に関する積極的な情報発信に努めます。

### (3) 国際化に対応した教育の推進

在住外国人とのかかわりを通じた小中学校での外国語教育や総合的な学習の時間の充実、社会教育での交流の場づくりなどについて検討・推進します。

## 第4章 美しく快適で安全なあかがわ

### 1. 環境保全・エネルギー

#### 現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化、国や地域における様々な環境問題の発生などを背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する人々の関心が高まり、自然環境・景観の保全や再生可能エネルギーの活用に向けた取り組みが各地で行われています。

本村は、四方を雄大な山々に囲まれたカルデラの地形によって育まれた、独特の美しい自然環境・田園風景を誇ります。

本村ではこれまで、こうした環境・景観の保全に向け、村民の環境保全意識の高揚や環境保全・美化活動の促進、役場内における地球温暖化対策の推進などに努めてきました。

また、再生可能エネルギーについては、エネルギー事業者が過去に実施された調査結果に着目し、平成24年度より地熱開発調査に着手し、現在も、事業化を目指し、地質調査や環境調査、温泉モニタリング、掘削調査などの調査が進められています。

また、村の面積の7割を占める国有林や基幹水利施設である落合ダム等の未利用資源が豊富に存在しています。村内全体での石油エネルギーに対する支出は毎年数億円にもなり、エネルギーの地産地消は地域が将来も存在し続けるための重要な要素であると考えられます。

こうした環境保全・エネルギー施策は、循環型社会の形成はもとより、村の魅力を向上させ、人々の定住・移住につながるものとして、今後の本村の村づくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、今後は、令和2年度から施行している「赤井川村再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」や、同年度末に策定した「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを積極的に進め、美しい自然環境・田園風景と共生する、住むことを誇れる村づくりを進めていく必要があります。

## 施策の体系

環境保全・エネルギー

- 環境保全対策の推進
- 再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの推進

## 主要施策

### (1) 環境保全対策の推進

- ① 環境保全に関する広報・啓発活動や環境教育を推進し、村民の環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化活動をはじめ、自主的な環境保全活動を促進します。
- ② 村が率先して地球温暖化対策を推進し、村全体へ波及させるため、昼休みの消灯や空調設備の適切な温度管理をはじめ、役場の仕事で発生する温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。
- ③ 公害等の環境汚染を防止し、美しく住みよい環境を維持するため、農家や事業所等への指導・啓発等を行います。
- ④ 生活環境及び景観の保全に向け、空き家等の適正管理に関する取り組みを進めます。

### (2) 再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの推進

「赤井川村再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」及び「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、環境保全と開発との調和を図りながら、地熱や小水力をはじめとする再生可能エネルギーの導入・事業化に向けた各種調査等を事業者と連携して進め、地域経済に寄与するエネルギー構造の高度化・転換に向けた取り組みを推進していきます。

## 2. ごみ処理等環境衛生

### 現状と課題

環境保全やエネルギーのあり方に対する人々の意識が一層高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を図る持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本村では、現在、可燃ごみは各地区週2回、不燃ごみは各地区週1回、資源物は各地区月4回（資源物2回、プラスチック2回）収集しています。

可燃ごみは北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設で焼却され、不燃ごみは村の一般廃棄物最終処分場で埋立処理されています。

村の一般廃棄物最終処分場は、平成11年度の供用開始から15年間の使用を計画していましたが、資源物収集の開始やごみ有料化により搬入量が減少し、延命化が図られたことにより、さらに継続した利用が可能であると見込まれています。

不法投棄については、近年は大規模なものは減少しているものの、家庭ごみを中心としたものは年に3～5件発生しています。

このような状況を踏まえ、今後は、北しりべし廃棄物処理広域連合によるごみ処理体制の維持・充実や村民の3R運動<sup>※25</sup>の促進、不法投棄の防止等に努め、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

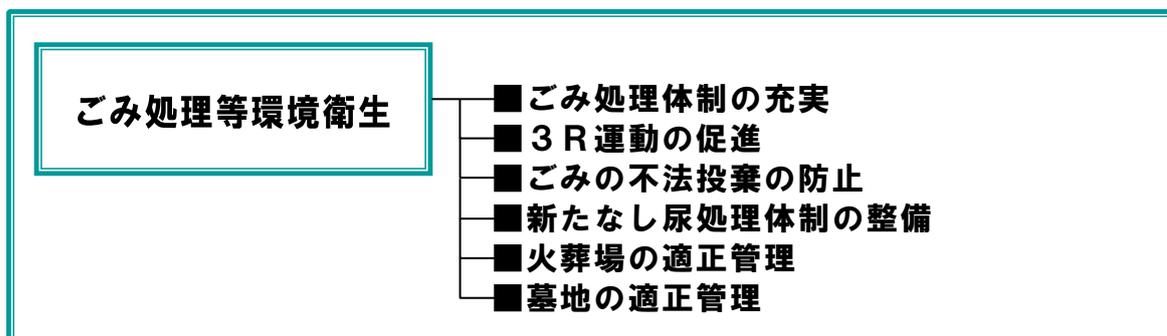
また、し尿処理については、北後志衛生施設組合において行っていますが、施設が老朽化しているため、今後は、広域的連携のもと、新たな処理体制の整備を進めていく必要があります。

一方、火葬場や墓地は、社会生活に不可欠な施設であり、利用者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

本村には、村営の火葬場と3箇所の墓地がありますが、今後も、これらの適正管理に努める必要があります。

※25 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) ごみ処理体制の充実

- ① 広報・啓発活動の推進等により、村民のごみの分別意識の高揚と適正排出の徹底に努めます。
- ② 広域的連携のもと、施設の適正な管理・運営を行い、北しりべし廃棄物処理広域連合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。
- ③ 村の一般廃棄物最終処分場について、適正な維持管理を行い、延命化を図ります。

### (2) 3 R 運動の促進

循環型社会の形成に向け、広報・啓発活動等を推進し、村民や事業者の自主的な3 R 運動を促進します。

### (3) ごみの不法投棄の防止

関係機関と連携し、監視・パトロールの強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

### (4) 新たなし尿処理体制の整備

北後志5町村の連携のもと、新施設（余市町）の建設など新たなし尿処理体制の整備を進め、円滑な移行を図ります。

### (5) 火葬場の適正管理

火葬場について、施設・設備の点検・更新を定期的に行い、適正な維持管理に努めます。

### (6) 墓地の適正管理

墓地について、環境美化などの適正な維持管理に努めます。

## 3. 上・下水道

### 現状と課題

水道・下水道は、健康で快適な住民生活に必要な不可欠な重要なライフラインです。

本村の水道事業は、簡易水道施設をはじめ、飲料水供給施設、専用水道施設、簡易給水施設によって行っています。

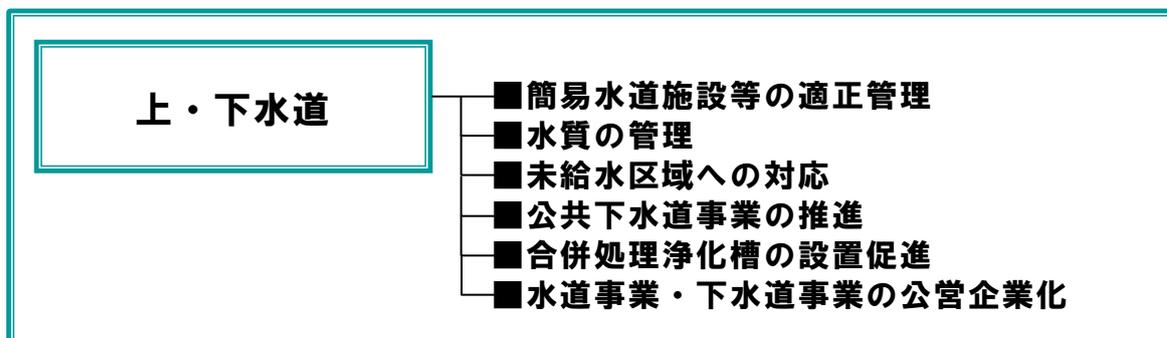
本村はこれまで、各施設の適正管理を図るとともに、水質の保全等に努めてきましたが、今後とも、老朽化の状況や将来の水需要等を勘案しながら、施設の計画的な改修・更新や水質の管理を図り、安全・安心な水の安定供給に努める必要があります。

一方、下水道については、公共下水道事業を推進してきたほか、合併処理浄化槽の設置促進に努めてきました。

これらは、美しく快適な居住環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全のために欠かせない事業であり、今後とも、公共下水道事業の計画的推進や接続の促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置促進に努める必要があります。

また、水道事業及び下水道事業の持続可能な経営を進めるため、公営企業化に向けた取り組みを行う必要があります。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 簡易水道施設等の適正管理

安全・安心な水を安定的に供給するため、簡易水道施設や飲料水供給施設、専用水道施設、簡易給水施設の維持管理を行います。

また、効率的で安全な給水を目指し、小規模な施設等の統廃合などの施設の更新及び給水管の入れ替えを推進します。

### (2) 水質の管理

定期的な検査・監視を実施し、水質の安全確保に努めます。

### (3) 未給水区域への対応

水道給水区域の見直しを検討し、未給水区域の解消に努めます。

### (4) 公共下水道事業の推進

① 公共下水道整備区域の見直しも検討しながら、公共下水道事業を計画的に推進するとともに、これまでに整備した公共下水道施設の修繕・更新等を行い、長寿命化を図ります。

② 広報・啓発活動の推進等により、未接続世帯の接続の促進に努めます。

### (5) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道整備区域以外の区域において、広報・啓発活動を推進するほか、補助制度の周知と活用を促し、合併処理浄化槽の設置を促進します。

### (6) 水道事業・下水道事業の公営企業化

法適化の移行に向けた体制整備を推進し、令和6年4月1日からの適用を目指します。

## 4. 公園・緑化

### 現状と課題

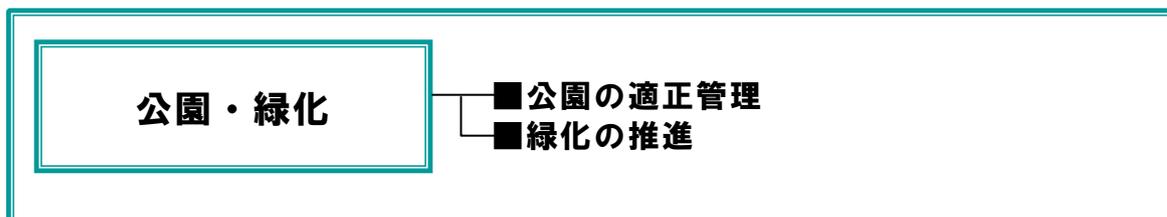
公園は、快適で住みよい居住環境の創造や人々のいこい・ふれあいの場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、様々な機能を持ち、住民生活に重要な役割を果たしています。

本村には、カルデラ公園をはじめ、栗林公園や都運動公園、みやこ公園（パークゴルフ場）、落合ダム親水広場、ヤシオ公園などの公園があります。

本村では、これらの公園を毎年委託及び指定管理者制度で管理しており、特に遊具については、受託者とともに点検を行い、必要に応じて改修を行っていますが、今後とも、利用状況を考慮しながら、施設・設備の点検・改修を行い、適正管理に努める必要があります。

また、花と緑あふれる快適な住環境の形成に向け、道路愛護意識の高揚と環境美化を目的に花いっぱい運動に取り組んでおり、引き続き、村民との協働による緑化運動等を進めていく必要があります。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 公園の適正管理

安全性の確保と利用の促進に向け、老朽化等の状況に応じ、公園施設・設備の点検・改修を計画的に推進します。

### (2) 緑化の推進

花と緑あふれる快適な住環境づくりに向け、公共施設の緑化を計画的に推進するとともに、村民の自主的な緑化運動及び花いっぱい運動を促進します。

## 5. 消防・防災

### 現状と課題

近年、全国各地で地震や大雨などによる大規模な自然災害が相次いで発生し、災害に強い地域づくりが強く求められています。

本村の消防体制は、令和2年4月現在、北後志消防組合による常備消防と、赤井川消防団（2分団、団員定数50人）による非常備消防とで構成されています。

しかし、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災及び災害発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれます。

また、消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

施設面についても、防火水槽などの消防水利の拡充や消防自動車の計画的更新等が必要となっています。

このため、広域的連携による常備消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設全般の整備充実を進めていく必要があります。

一方、防災面では、東日本大震災以降も、熊本地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震をはじめ、全国各地で地震や大雨、火山の噴火等による大規模な自然災害が頻発し、村民の防災・減災に関する意識が一層高まっており、自然災害への備えが強く求められています。

また、泊発電所から30km圏内に含まれる本村においては、一般防災以外に原子力災害への対処も必要であり、原子力防災体制の一層の強化も求められています。

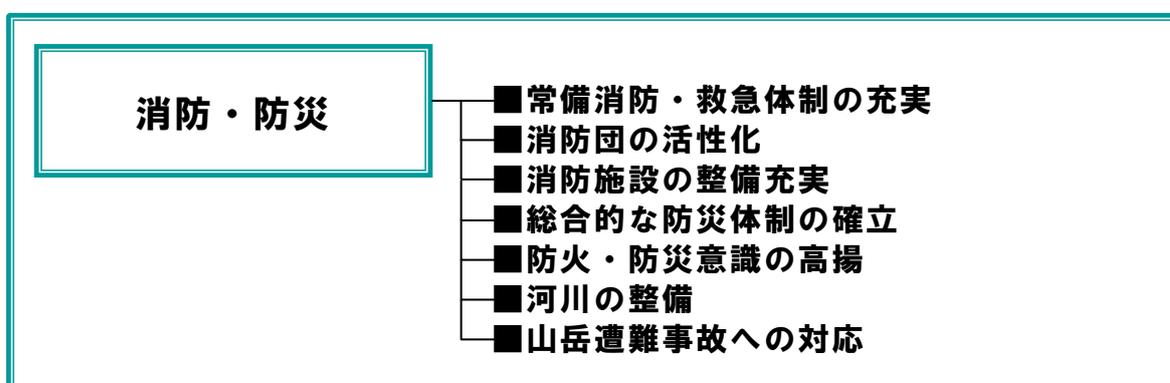
特に、防災行政無線の適切な維持管理による災害時の情報通信体制の維持・充実をはじめ、災害時要援護者等の情報収集・情報伝達及び避難対策の確立、防災資機材・備蓄品の整備、河川の整備等が課題となっています。

このような中、本村では、平成29年度に、防災全般の総合的指針である「赤井川村地域防災計画」の見直しを行ったほか、令和元年度

にはハザードマップの更新や「赤井川村国土強靱化地域計画」の策定を行いました。今後は、これらを踏まえるとともに、村民の防災意識の向上を促しながら、総合的な防災体制の強化を進めていく必要があります。

また、本村では近年、山岳遭難事故が発生しており、これへの対応の強化も必要となっています。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 常備消防・救急体制の充実

- ① 広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。特に、救急体制の充実に向け、救急車の更新を行うとともに、救急救命士の運用を開始します。
- ② 大規模災害に対応できる体制づくりに向け、近隣消防との連携強化を図ります。

### (2) 消防団の活性化

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する村民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

### (3) 消防施設の整備充実

老朽化や能力不足等の状況に応じ、防火水槽や消防自動車をはじめとする各種消防施設の整備充実を計画的に推進します。

#### (4) 総合的な防災体制の確立

「赤井川村地域防災計画」等の指針を適宜見直しながら、総合的な防災体制の強化を進めます。特に、非常時における重要な情報通信手段である防災行政無線の適切な維持管理を図るとともに、災害時要援護者の避難支援体制の充実、備蓄施設等防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実、避難路・避難場所の充実及び周知徹底を図ります。

また、令和元年度に策定した「赤井川村国土強靱化地域計画」による減災に向けた地域づくりを進めていきます。

#### (5) 防火・防災意識の高揚

広報・啓発活動の推進、防火・防災訓練の実施を図り、村民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

#### (6) 河川の整備

水害を未然に防止するため、村管理河川の整備（土砂上げ）を引き続き推進するとともに、道管理河川の適正管理を道に要請していきます。

#### (7) 山岳遭難事故への対応

山岳遭難事故の発生防止に向け、安全な登山に関する広報・啓発活動を推進するほか、警察や自衛隊等の関係機関との連携体制を強化し、発生後の適切な対応を図ります。

## 6. 防犯・交通安全

### 現状と課題

近年、全国的に凶悪犯罪が多発しているほか、特殊詐欺や悪質商法などによる被害も後を絶たず、防犯対策・消費者対策の強化が求められています。

本村では、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、村民の防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めているほか、「小樽・北しりべし消費者センター」による情報提供や相談等に努めています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、コミュニティの弱体化等に伴い、犯罪防止機能の低下も懸念されることから、村民の防犯意識の高揚や地域における防犯体制の強化、消費者被害の防止に向けた取り組みを進めていく必要があります。

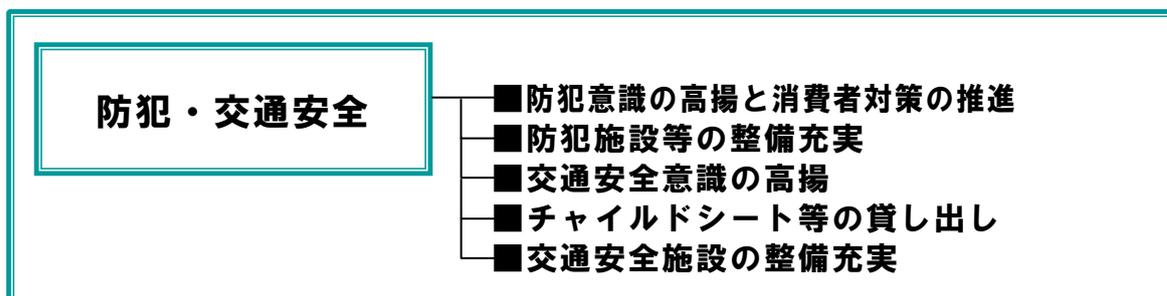
一方、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢化が進む中、交通事故死傷者に占める高齢者の割合が高く、その対策が重視されています。

本村では、警察や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の集中啓発活動等を積極的に推進し、村民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備に努めています。

しかし、国道・道道を中心とする交通量の増加や交通マナーの低下など、様々な要因によって交通事故は依然として発生しています。

このため、今後の交通量の一層の増加や高齢化の急速な進行等も勘案し、村民の交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策の一層の強化を進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 防犯意識の高揚と消費者対策の推進

- ① 関係機関・団体と連携し、防犯に関する行事や広報・啓発活動を推進し、村民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯活動を促進します。
- ② 防犯協会等の関係団体の組織の充実を促進します。
- ③ 特殊詐欺や悪質商法等による被害の未然防止と発生後の適切な対応に向け、広域的連携のもと、「小樽・北しりべし消費者センター」による啓発活動や情報提供、相談等に努めます。

### (2) 防犯施設等の整備充実

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性の確保に向け、通学路や交差点を中心とした街路灯の維持管理及び更新を計画的に推進します。

### (3) 交通安全意識の高揚

- ① 関係機関・団体と連携し、交通安全に関する行事や広報・啓発活動の推進をはじめ、保育所・学校・職場・地域社会など様々な機会をとらえた交通安全教育の徹底を図り、村民の交通安全意識の高揚に努めます。
- ② 交通安全協会や交通安全推進員・指導員等の関係団体の組織の充実を促進します。
- ③ 今後増加が見込まれる高齢者の運転免許返納への支援策を検討します。

#### **(4) チャイルドシート等の貸し出し**

ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシートの貸し出しを引き続き推進するとともに、老朽化したシートの更新を計画的に行います。

#### **(5) 交通安全施設の整備充実**

村道において、ガードレールやガードパイプ等の交通安全施設の整備充実を計画的に推進するとともに、国道・道道の交通安全施設の整備充実を要請し、安全な道路環境づくりに努めます。

## 第5章 未来への基盤が整ったあかいがわ

### 1. 土地利用

#### 現状と課題

土地は、現在及び将来における限られた資源であり、人々の生活や産業活動をはじめとする諸活動の共通の基盤であることから、環境保全と開発との調和を図りつつ、適正かつ有効に利用していくことが必要です。

本村は、北海道後志総合振興局管内の北東部に位置する、東西 26 km、南北 17 km、総面積 280.09km<sup>2</sup>の村です。

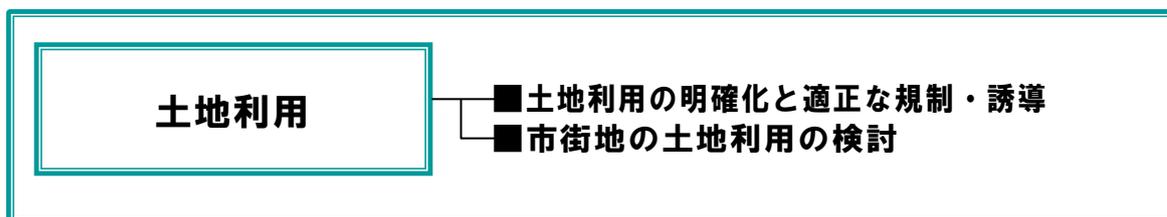
四方を山々に囲まれたカルデラ状の地形をなしており、森林が総面積の約8割を占め、市街地は赤井川沿いの平野部に形成され、その他の集落は余市川などの河川沿いと山麓部等に点在しています。

本村ではこれまで、「赤井川村農業振興地域整備計画」等の土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきましたが、農家戸数の減少等に伴い農地面積の減少が進んでおり、村づくりの中心である農業の維持・発展のための農地の保全・活用が求められているほか、「日本で最も美しい村」連合に加盟する村として、独特の美しい自然環境・田園風景や森林の保全が求められています。

また一方では、人口減少が進む中、定住・移住の促進や観光・交流人口の増加など、環境の保全と適切な開発の調和に留意しつつ、本村の生き残りに向けた積極的な土地利用を進めていくことも重要な課題です。

今後は、こうした本村の課題や社会環境の変化等を十分に踏まえ、土地利用関連計画を適宜見直しながら、計画的な土地利用を進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 土地利用の明確化と適正な規制・誘導

- ① 村の現状や将来の展望、社会環境の変化等を総合的に勘案し、「赤井川村農業振興地域整備計画」や「赤井川村森林整備計画」の見直し・調整を適宜行うとともに、これらに基づく適正な規制・誘導を行い、計画的な土地利用を推進します。
- ② 地籍調査の成果を農地や森林の管理・整備等にも活用できるよう、地籍成果システムの充実を図ります。
- ③ 地域特有の景観の保全と調和ある開発に向けた施策の検討に取り組みます。

### (2) 市街地の土地利用の検討

市街地の活性化に向け、公共施設の配置をはじめとする将来的な土地利用の方向性を定めた市街地整備計画（仮称）の策定について検討します。

## 2. 住宅、定住・移住

### 現状と課題

快適・安全・安心な住宅・住環境は、豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、人々の定住・移住を促進する最も重要な条件です。

本村では、平成26年度より、耐用年数を超えた公営住宅の建て替えを進めてきましたが、既存の公営住宅の入居状況等を踏まえ、平成29年度に計画を見直し、建て替え事業を一時停止しています。

今後は、社会環境の変化や公営住宅の入居状況等を十分に勘案しながら、公営住宅の建て替えを計画的に推進するとともに、これら以外の既設の公営住宅の修繕等を行い、住宅の量的確保と質的向上を進めていく必要があります。

また、移住促進に関する本村のこれまでの取り組みは、新規就農者の受け入れ支援策が中心で、新規就農者の移住は比較的スムーズに行われてきましたが、一般の移住希望者に対しては、村内の空き家情報等も行政では集約していないため、公営住宅の紹介にとどまっており、その公営住宅の入居に関しても、村内で仕事を持つ人等が優先されることから、実質的には移住だけを目的に公営住宅へ入居することは非常に難しい状況となっています。また、住宅用の土地を探している人々に対応する仕組みや、一般の移住希望者の相談体制も充実しているとはいえ、土地に関しても、農地に関する様々な規制や水道・下水道などの生活基盤の整備状況等を勘案すると、住宅を建てられる土地は少ない状況にあります。

定住促進に関しても、本村には民間のアパート等の物件は少なく、公営住宅へ入居している人が大半を占めていますが、単身者が住むには広すぎる状況です。

今後は、こうした状況を十分に踏まえながら、移住に関する受け入れ体制の強化や多様な世代の生活ニーズに合わせた住宅の整備を進めていくとともに、“都会に近い田舎”としての特性等を生かし、移住者等を掘り起こすためのプロモーション活動<sup>※26</sup>を積極的に展開していく必要があります。

※26 販売促進活動。この場合、村の魅力を広く発信し、村を売り込む活動のこと。

## 施策の体系

### 住宅、定住・移住

- 公営住宅の整備
- 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

## 主要施策

### (1) 公営住宅の整備

- ① 今後の社会環境の変化や公営住宅の入居状況等を十分に勘案しながら、公営住宅の建て替え及び改修を計画的に推進します。
- ② 既設の公営住宅については、必要に応じて修繕等を行い、長寿命化を図ります。
- ③ 単身者や夫婦世帯も入居できる、多様な世代のニーズに対応した公営住宅の整備について検討・推進します。

### (2) 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

- ① 就農、田舎暮らしなど目的にかかわらず、移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、移住をスムーズに実現できる機能・仕組みの確立を図ります。
- ② 移住者の新築住宅の建設に対して支援を行う移住・定住支援事業を推進します。
- ③ 村内の空き家状況を把握するとともに、広域的な空き家バンクの周知を図ります。
- ④ 移住希望者の掘り起しや関係人口の拡大に向け、ホームページやSNS<sup>※27</sup>、パンフレット、マスコミ、都市圏での移住イベント・相談会など、様々な媒体や機会を活用し、カルデラの美しい自然や余市町・小樽市・札幌市への通勤圏内であること、充実した保健・福祉環境をはじめ、本村の特性を生かしたプロモーション活動を積極的に展開します。

※27 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

## 3. 道路・公共交通

### 現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業・経済活動を支えるとともに、災害時には物資輸送や避難等により住民の命を守る重要な社会基盤です。

本村の道路網は、令和2年4月現在、国道1路線、道道2路線、村道96路線によって構成されています。

また、本村では、平成20年9月に国道393号赤井川～倶知安間が、平成24年2月には道道余市赤井川線冷水トンネルが開通し、周辺市町村とのアクセスが向上したほか、今後も、現在進められている北海道横断自動車道（小樽～余市間）の整備により、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。

本村ではこれまで、関係機関と連携し、道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、高齢化が進む中、一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。

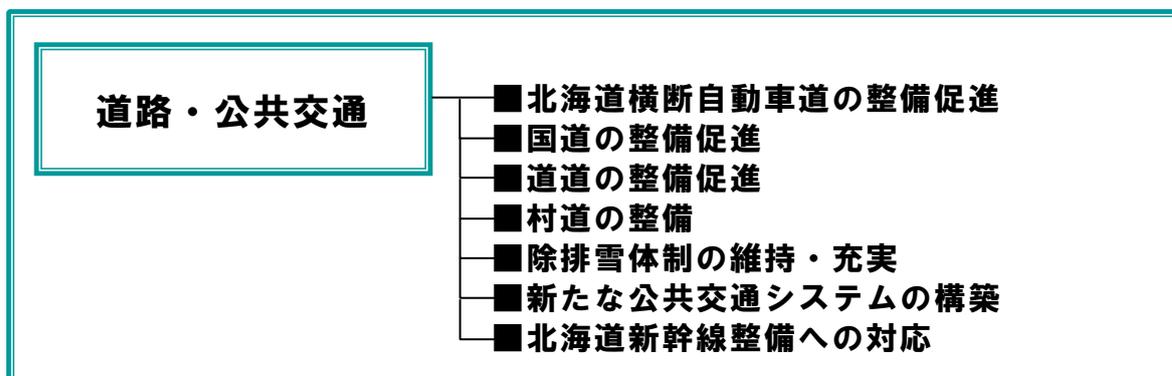
また、余市インターチェンジや北海道新幹線新小樽駅（仮称）等の高速交通体系へのアクセスの向上をはじめ、観光・交流機能の強化や産業振興、市街地の活性化など、将来を展望した道路体系の確立が必要となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、村内道路網の計画的な整備に取り組んでいく必要があります。

また、本村の公共交通については、唯一民間の路線バスが運行されていますが、運行事業者より存廃協議の申し入れがなされました。自家用車を持たない村民や子どもたちにとって、日常生活における身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、今後とも、幹線交通の維持・確保等に努めるとともに、本村の公共交通のあり方について検討していく必要があります。

なお、整備が進められている北海道新幹線については、円滑な工事の実施等を要請していく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 北海道横断自動車道の整備促進

高速交通網として、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の整備を関係機関に要請していきます。

### (2) 国道の整備促進

- ① 国道 393 号について、追い越し車線の設置や急カーブの解消、雪崩防止対策を関係機関に要請していきます。
- ② 後志広域観光の周遊ルートの確立や泊発電所の災害対策、有珠山の噴火災害対策、国道 393 号の急勾配の代替ルートとして、望洋トンネルの早期整備を関係機関に要請していきます。

### (3) 道道の整備促進

道道余市赤井川線の拡幅を関係機関に要請していきます。

### (4) 村道の整備

- ① 村道富田線をはじめ、村道及び橋梁の整備や維持補修を計画的・効率的に推進します。
- ② 村道轟線を利用して地熱開発や小水力発電に関する事業が進められる場合には、同路線の改良及び橋梁の補修を計画的に推進します。

### (5) 除排雪体制の維持・充実

村道の除排雪体制の維持・充実を図るとともに、国道・道道の除排雪体制についても、その維持・充実を関係機関に要請していきます。

## **(6) 新たな公共交通システムの構築**

村民の日常生活に欠かせない移動手段の維持・充実に向け、令和2年度より計画策定を進めている「赤井川村地域公共交通計画」に基づき、地域資源を活用した新たな公共交通システムの構築を図ります。

## **(7) 北海道新幹線整備への対応**

北海道新幹線と共存していくことを念頭に、円滑な工事の実施、周辺環境に配慮した各種設備の整備及び新函館北斗～札幌間の整備を関係機関に要請していきます。

## 4. 情報化・技術革新

### 現状と課題

スマートフォンやタブレット端末<sup>※28</sup>の急速な普及、SNSの利用拡大などにより、ICT環境はさらに向上し、日常生活や社会のあらゆる場所・活動において既に必要不可欠なものとなっています。

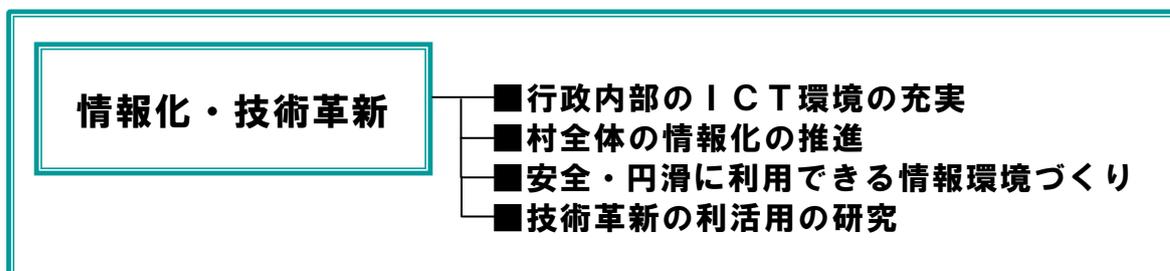
また、ロボットや自動走行車、AI、IoTが生活に身近なものとなるなど、新たな社会（Society 5.0）を迎えつつあります。

本村ではこれまで、健康支援センターとの光ファイバによるネットワーク化など行政内部の情報環境の整備、地上デジタル放送に対応するための赤井川地上デジタルテレビ中継所の整備等を進めてきました。

また、電子自治体の構築に向けた各種システムの整備や更新を進めてきたほか、事業者と連携して光ファイバの普及に取り組み、村内での超高速インターネットの導入を進めてきました。

今後、情報化や技術革新は、地域活性化に欠かせない社会基盤として、これまで以上に重要な役割を果たすことが予想されることから、これまでの取り組みを生かした行政内部のICT環境の一層の充実、光ファイバの全村的整備をはじめ、村全体の情報化をさらに推進するとともに、技術革新の利活用に向けた取り組みを進めていく必要があります。

### 施策の体系



※28 スマートフォンより大きく操作しやすい板状の携帯用端末。

## 主要施策

### (1) 行政内部のICT環境の充実

行政内部のICT環境の一層の充実に向け、既存の各種システムの維持管理・更新、時代に即した新たなシステムの導入を計画的に推進します。

### (2) 村全体の情報化の推進

- ① すべての村民が超高速インターネットを利用できるよう、事業者による光ファイバ未整備区域の整備を支援するとともに、既に整備された区域における利用促進に努めます。
- ② 災害に備えるとともに、インバウンド等観光客のニーズに応えるため、公共の場のWi-Fi<sup>※29</sup>環境の整備を推進します。

### (3) 安全・円滑に利用できる情報環境づくり

- ① 各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ<sup>※30</sup>対策を推進します。
- ② 情報化を支える職員の育成に向け、ICTに関する教育・研修を推進します。

### (4) 技術革新の利活用の研究

新たな社会（Society 5.0）づくりに向け、本村の村づくりにおけるロボットやAI、IoTなどの先端技術の利活用の可能性について研究を進めます。

※29 無線通信を利用してインターネットに接続すること。

※30 安全・保護。

## 第6章 ともにつくる自立したあかがわ

### 1. 男女共同参画

#### 現状と課題

だれもが性別にかかわらず、対等な立場で、社会のあらゆる活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

本村は、農業をはじめとする地域産業を、男性とともに女性も支えてきた元気な村ですが、今後、少子高齢化が一層進むことが予想される中で、村の活力を維持し、すべての村民がいきいきと暮らしていくためには、男女がお互いを尊重しながら様々な活動とともに参画し、責任も喜びも分かち合っていくことが必要であり、男女共同参画に関する村民の意識の高揚と主体的な取り組みが求められています。

このため、今後は、意識啓発の一層の推進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを進めていく必要があります。

#### 施策の体系

##### 男女共同参画

- 男女共同参画に関する啓発の推進
- 男女共同参画の社会環境づくり
- 暴力の防止に向けた取り組みの推進

## 主要施策

### (1) 男女共同参画に関する啓発の推進

広報・啓発活動等を通じ、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等意識の浸透に向けた意識啓発を推進します。

### (2) 男女共同参画の社会環境づくり

- ① 審議会等への女性の登用、村職員の登用職域の拡大、各種団体役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策や方針を決定する場への男女共同参画を促進します。
- ② 女性の学習機会の提供を図り、女性の能力向上を支援します。
- ③ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知など、ワーク・ライフ・バランス<sup>※31</sup>の実現を支援する取り組みを進めます。

### (3) 暴力の防止に向けた取り組みの推進

DV<sup>※32</sup>などの男女間の暴力問題の防止・解消に向け、関係機関と連携し、啓発や相談等に努めます。

---

※31 仕事と生活の調和。

※32 ドメスティック・バイオレンス。親しい男女間の暴力や虐待。

## 2. コミュニティ

### 現状と課題

全国的に身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化が懸念されています。しかし、少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が頻発する中、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

本村には15区会の自治組織がありますが、各組織ともに少子高齢化や人口減少など様々な要因によりコミュニティ活動を支える世代の担い手不足が深刻化し、活動が停滞するなどコミュニティを維持することが難しくなっています。

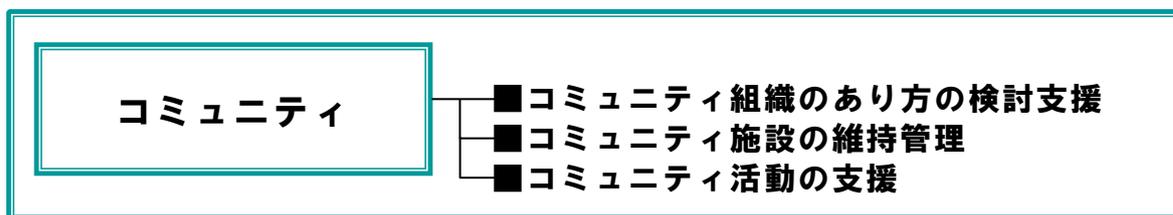
また、災害など緊急時の対応を行う最も身近な組織として大きな役割も担っていることから、その活動機能は重要であり、これまでの地域形成、そして将来に向かってともに支え合い自らの地域をつくり上げていく中で、コミュニティの強化は今後も必要不可欠です。

今後とも、村民が支え合い、助け合って安心して住みよい地域を形成するためには、地域と行政の連携がこれまで以上に重要になってくることから、組織体制の強化と区会機能の向上を促していく必要があります。

また、コミュニティ活動の拠点となる施設については、整備済のコミュニティ施設のほかに、新たな施設整備は現状では難しいため、既存施設の修繕・改修等で耐久延長を図って活用することとなりますが、各施設とも老朽化が進んでおり、統廃合を含む利用方法を検討する必要があります。

今後も、自治機能の向上や個性豊かで住みよい社会を実現するため、地域ぐるみでより多くの村民が活発かつ積極的にコミュニティ活動に関われるよう、様々な活動を支援し、地域の連帯感が育まれるような地域づくりを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) コミュニティ組織のあり方の検討支援

将来にわたって持続可能なコミュニティを形成するため、地域住民主導による区会のあり方についての検討を支援します。

### (2) コミュニティ施設の維持管理

活動の拠点となるコミュニティ施設について、老朽化の状況等を勘察し、必要に応じて修繕・改修を行い、耐久延長を図ります。

### (3) コミュニティ活動の支援

- ① 村内外の様々な活動の紹介など情報提供や啓発を行い、村民の「自らの地域は自らでつくる」という自治意識の高揚に努めます。
- ② 区会単位での自主的なコミュニティ活動の活発化に向け、区会交付金による活動支援を行います。
- ③ より活発なコミュニティ活動が展開できるよう、支援施策の充実について検討していきます。

### 3. 協働の村づくり

#### 現状と課題

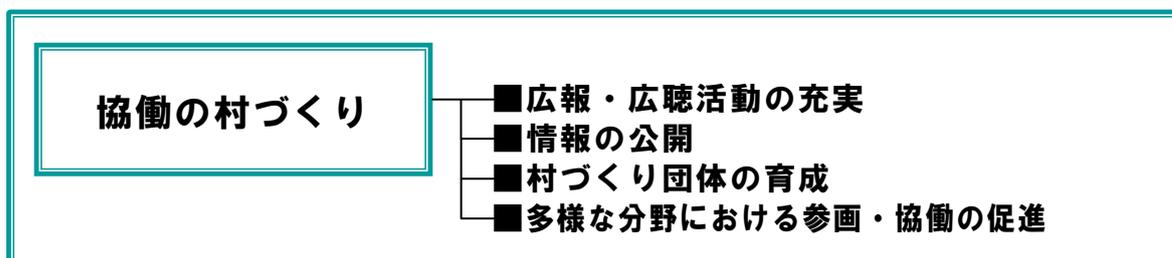
社会環境の変化に伴ってますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応し、自立・持続可能な自治体をつくっていくためには、住民や住民団体、民間企業等と行政とが、夢と危機感を共有し、ともに役割と責任を担い、協働して地域づくりを行うことが必要です。

本村では、村民等と行政とが情報を共有できるよう、広報あかいかわやホームページを中心とした広報活動を推進するとともに、村民の意見や要望を村政に反映させるため、各種アンケート調査や村政懇談会・説明会、ホームページ（役場各担当へのメール）を通じた広聴活動を行っています。

また、情報公開条例に基づく情報公開を行っているほか、各種の審議会や委員会の開催などを通じ、村民参画のもとに行政計画の策定を進めています。

今後は、より多くの分野における村民等の参画と協働、多様な主体がともに公共を担う新たな村づくりが進められるよう、情報の一層の共有化や多様な分野における新たな関係の構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

#### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 広報・広聴活動の充実

- ① 広報あかいがわについて、内容の充実や読みやすい紙面づくりなどを行い、広報機能の強化を図ります。
- ② 各種アンケート調査を充実させるほか、村政懇談会・説明会の開催や、村民団体からの要請に応じた対話の場への参画を行い、広聴機能の強化を図ります。
- ③ ホームページについて、迅速かつきめ細かな情報更新や掲載内容の充実、有効活用をはじめ、見直しを検討します。

### (2) 情報の公開

村民参画による公正で開かれた村政を推進するため、文書管理体制の見直しを行いながら、「赤井川村情報公開条例」に基づき、適切な情報公開を図ります。また、事務・事業に関しては、村民へ積極的な情報提供と共有化を図ります。

### (3) 村づくり団体の育成

既存の各種団体の自主的な活動を積極的に育成・支援していきます。

### (4) 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 文化行事や祭り・イベントの企画・開催への村民の参画・協働を促進します。
- ② 審議会や委員会の開催、パブリック・コメント<sup>※33</sup>の実施、村政懇談会の開催などを通じ、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しへの村民参画・協働を促進します。
- ③ 多様な主体がともに公共を担う村づくりを進めるため、公共施設の管理や公共サービスの提供等への村民団体や民間企業等の参入を促進します。

※33 ホームページ等を活用した住民の意見の募集とその対応結果の公表。

## 4. 行財政

### 現状と課題

地方分権・地方創生も新たな局面を迎え、これからの自治体には、住民と協働しながら、自らの責任と判断で自立する自治体を創造し、持続的に経営していくことができる行財政能力が一層強く求められます。

本村ではこれまで、限られた財源や人材の有効活用を図り、最小の経費で最大の効果を上げるため、組織・機構の改革をはじめとする行政改革を積極的に推進するとともに、自主財源の確保や経常経費の削減など財政運営の健全化を進め、行財政運営の効率化を図ってきました。

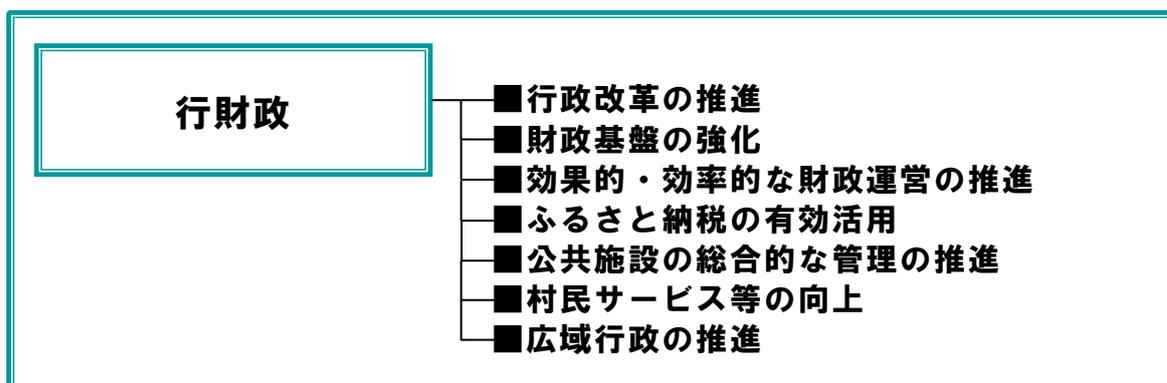
しかし、少子高齢化の進行や安全・安心への意識の高まり、情報化の進展等に伴い、行政ニーズはますます増大・多様化してきています。財政面においても、歳入で多くの比重を占める地方交付税に大幅な増加を見込むことができない状況であり、民間投資による税収の増加はみられるものの、少子高齢化・人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとする社会情勢の変化など様々な要因から、現状のままでは税収等の確保は厳しいのが実情です。

このような中、将来にわたって持続可能な村づくりを進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、人材の育成などの行政改革に取り組むとともに、あらゆる観点から自主財源の安定的確保と経常経費の削減に可能な限り取り組み、優先度、緊急性などを十分に考慮した選択と集中による効果的な行財政運営を進めていく必要があります。

また、広域行政については、周辺自治体と一部事務組合等を組織し、共同事業を行っているほか、小樽市を中心市とした「北しりべし定住自立圏<sup>※34</sup>」を形成し、連携事業を行っていますが、今後とも、効率的な自治体経営の推進や村民サービスの向上に向け、各種の共同・連携事業を積極的に推進していく必要があります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 行政改革の推進

社会環境の変化に即した持続可能な自治体経営を進めるため、事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、「赤井川村職員人材育成基本方針」等による人材の育成など、さらなる行政改革を推進します。

### (2) 財政基盤の強化

- ① 経常経費の抑制・削減をはじめ、受益者負担の原則に立った使用料・手数料の適正化、各種村民団体等に対する補助金等の見直し、企業会計の健全化等を進めます。

※34 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携市町村が相互に役割分担し、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的とした広域行政の取り組みであり、北しりべし定住自立圏では、中心市である小樽市が、連携町村である5町村と協定を締結し、今後の取り組みを定めた共生ビジョンを策定し、各種連携事業を行っている。

- ② 納税に関する啓発活動の推進をはじめ、滞納者に対する指導の継続、積極的・効率的な滞納整理等を行い、村民税等の収納率の向上を図ります。

### **(3) 効果的・効率的な財政運営の推進**

財務4表による財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や優先度、緊急性等を十分に勘案して選択と集中による事業の厳選と財源配分を行い、効果的・効率的な財政運営を推進します。

### **(4) ふるさと納税の有効活用**

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、村づくりの財源として有効活用していくとともに、本村を応援してくれる関係人口の拡大につなげていきます。

### **(5) 公共施設の総合的な管理の推進**

財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置の実現に向け、「赤井川村公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

### **(6) 村民サービス等の向上**

- ① 村民の視点を重視し、窓口サービス体制の充実を図ります。
- ② 行政の効率化と人々の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向けて導入された「社会保障・税番号制度<sup>※35</sup>」について、庁内体制の充実を図りながら、さらなる定着化に努めます。

### **(7) 広域行政の推進**

- ① 効率的な自治体経営の推進に向け、周辺自治体と連携し、一部事務組合等による共同事業を引き続き推進します。
- ② 小樽市の多様な都市機能を有効に活用して本村及び圏域全体の活性化を図るため、「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」に基づく各種連携事業を推進します。

※35 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されている。